

第 2 1 1 回 定 例 会
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(平 成 2 4 年 3 月 6 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第2号）

○開会の日時 平成24年 3月 6日 午後 1時00分開議
午後 4時31分散会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（23人）

委員長	富岡 修	副委員長	上路 徳昭
委員	横垣 成年	委員	工藤 孝夫
”	佐々木 肇	”	川下 八十美
”	村川 壽司	”	佐賀 英生
”	東 健而	”	石田 勝弘
”	菊池 広志	”	斉藤 孝昭
”	濱田 栄子	”	浅利 竹二郎
”	中村 正志	”	半田 義秋
”	大瀧 次男	”	佐々木 隆徳
”	富岡 幸夫	”	鎌田 ちよ子
”	菊池 光弘	”	岡崎 健吾
”	白井 二郎	”	山本 留義

○欠席委員（3人）

委員	目時 睦男	委員	村中 徹也
----	-------	----	-------

○説明のため出席した者

市	長	宮下 順一郎
副市	長	新谷 加水
総務	政策部長	伊藤 道郎
財務	部長	下山 益雄
財務	部 税務調整監	赤田 比等史
民生	部長	奥川 清次郎
保健	福祉部長	松尾 秀一
経済	部長	中嶋 達朗
川内	庁舎所長	布施 恒夫
大畑	庁舎所長	若松 通

大畑庁舎産業建設課長			
脇野沢庁舎所長	高	坂	浩二
会計管理者 総務政策部理事出納室長	大	橋	誠
選挙管理委員会事務局長	成	田	晴光
監査委員事務局長	石	田	武男
総務政策部政策推進監	花	山	俊春
総務政策部副理事情報政策課長	柳	谷	昌人
財務部政策推進監	石	野	了
財務部副理事税務課長	畑	中	恒治
民生部政策推進監	竹	山	清信
保健福祉部政策推進監	田	村	好子
保健福祉部保健福祉推進監	甲	田	久美子
保健福祉部副理事生活福祉課長	工	藤	利樹
保健福祉部副理事障害福祉課長	丸	岡	弘人
保健福祉部副理事健康推進課長	鹿	内	徹
川内庁舎副理事管理課長	松	本	大志
大畑庁舎副理事管理課長	工	藤	治彦
大畑庁舎副理事市民福祉課長	山	本	實
脇野沢庁舎副理事管理課長	浜	田	由夫
脇野沢庁舎副理事市民福祉課長	鳴	海	秀春
総務政策部総務課長	柳	谷	孝志
総務政策部総務課総括主幹	野	藤	賀範
総務政策部企画調整課長	高	橋	聖
総務政策部秘書広聴課長	川	西	伸二
総務政策部秘書広聴課総括主幹	瀬	川	英之
財務部財政課長	氏	家	剛
財務部管財課長	木	村	善弘
財務部管財課総括主幹	中	里	敬
財務部税務課総括主幹	濱	中	亘
民生部市民課長	山	本	宏子
民生部国保年金課長	畑	中	秀樹
民生部環境政策課長	金	浜	盛雄
保健福祉部児童家庭課長	山	中	勝
保健福祉部生活福祉課総括主幹	米	田	良広

保健福祉部介護福祉課長	井田敦子
保健福祉部中島児童館長兼 湯坂下児童館長兼正津川児童館長	成田弘子
総務政策部企画調整課主幹	吉田和久
民生部国保年金課主幹	工藤幸紀
民生部環境政策課主幹	鷺岳彰丸
保健福祉部児童家庭課主幹	木村龍次郎
保健福祉部児童家庭課主幹	成田邦雄
保健福祉部健康推進課主幹	佐藤孝悦
保健福祉部児童家庭課主任主査	小田晃廣
民生部環境政策課主任	川村悟

○事務局出席者

事務局長	須藤徹哉	次長	澤谷松夫
総括主幹	濱田賢一	主任主査	小林睦子
主任主査	石田隆司	主任	村口一也

(午後 1時00分 開議)

○委員長(富岡 修) ただいまから、本日の予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は24人で定足数に達しております。

これより当委員会に付託されました議案第27号 平成24年度むつ市一般会計予算から議案第34号 平成24年度むつ市水道事業会計予算までの各会計予算について審査をいたします。

審査は、お手元に配布しております予算審査特別委員会審査予定表並びに平成24年度予算説明の順序及び説明員の順に従い審査をまいります。

ここで市長からごあいさつをお願いいたします。市長。

○市長(宮下順一郎) 平成24年度予算につきましての予算審査特別委員会開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成24年度の一般会計は327億6,400万円という金額で、平成23年度、今年度と比べますとかなりの減額ということになりましたけれども、大規模な事業等々がかなりめどが立ち、その部分で減っているというふうな形でございます。

また、歳入につきましては、交付税等の落ち込みがございまして、かなり苦しい予算編成でございました。そしてまた、今年度の、去年の12月末からの大雪というふうなものが平成24年度に及ぼす影響、そういうふうなものも多々ございまして、非常に苦心をいたした予算編成を終えることができ、今上程をさせていただきご審査をいただくということになったわけでございますけれども、基本的には昨日もお話をいたしましたように、「持続可能な財政運営」、そして「ネクスト50へのさらなる基盤づくりと飛躍」、そして「市民協働・参画の社会づくり」の3つを、3本柱に据えまして予算編成に当たったところでございます。その意味からして、327億6,400万円、よく予算が出てきますと語呂合わせがございまして、けれども、「未来につなげるむつ市の予算」、327億6,400万円、「未来につなげるむつ市の予算」というふうな形で上程をさせていただきましたので、何とぞよろしく慎重ご審査のうえ、全議案、全予算につきましてご賛同いただきたくお願いを申し上げる次第でございます。

また、私さまざまな形でこの委員会、中座をし、出入りが激しくなるかと思っております。その部分におきましては、副市長を初め担当部課長が誠意を持って予算の内容につきましては詳しくご説明をさせていただきたいと思っておりますので、中座をすること、そしてまたちょっとまだ最終的に決定しておりませんけれども、あす、あさって、仙台のほうの、この雪の対策の件で国土交通省等の国の出先機関等への要請活動が入る可能性もございまして、その際

は改めてごあいさつを申し上げまして、お許しをいただきたいと、このように思いますので、よろしくお願い申し上げます。開催に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（富岡 修） これで市長のあいさつを終わります。

審査の日程は、本日と3月7日、8日の3日間を予定しておりますので、委員各位のご協力をいただきながら、慎重かつ十分な審査が行われるよう予算審査特別委員長として責務を果たしてまいる所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、審査の方法についてであります。一般会計予算につきましては、議事の進行上、初めに歳出の各款ごとに順次概要説明を受け審査し、次に歳入の一括審査をいたします。そのほかの予算につきましては、議案ごとに一括説明を受け、審査をしてまいります。

また、説明員につきましては、審査の状況によりまして、課長等の出席も随時認めたいと思いますので、ご了承願います。

これより議事に入ります。

それでは、まず議案第27号 平成24年度むつ市一般会計予算を議題といたします。

第1款議会費であります。説明、質疑を省略いたします。

次に、第2款総務費について、理事者の説明を求めます。総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） それでは、第2款総務費のうち、総務政策部が所管するものについてご説明いたします。予算書28ページをごらんください。

まず、第1項総務管理費、第1目一般管理費についてでございますが、主なものとして、2節給料から4節共済費までの特別職及び一般職員の給与費のほか、14節使用料及び賃借料で下北文化会館使用料など、19節負担金補助及び交付金で下北地域広域行政事務組合負担金などとなっております。前年度と比較いたしまして2,300万円余りの増となっておりますが、これは臨時職員等の事業主負担分の保険料率が0.884%上がったことによる共済費の増及び下北地域広域行政事務組合への負担金の増などによるものでございます。

次に、同じく28ページ、第2目企画費についてでございますが、主なものとして、1節報酬で長期総合計画後期基本計画策定に係るむつ市総合開発審議会委員報酬及び国際交流推進員の報酬、15節工事請負費で電気自動車用急速充電器設置工事費、19節負担金補助及び交付金で下北総合開発期成同盟会などへの負担金、廃止路線代替バス等運行費補助金を初め、新たなものとして、北前船文化交流事業に係る負担金などとなっております。

ます。29ページに移りまして、28節繰出金は公共用地取得事業特別会計への繰出金を計上しております。前年度と比較いたしまして、860万円余りの増となっておりますが、これは4年に1度実施しております会津若松市への訪問事業費や北前船文化交流事業費の増などによるものでございます。

次に、同じく29ページ、第4目原子力広報安全対策費についてでございます。これは、県から交付されます中間貯蔵施設、東通及び大間原子力発電所に係る広報・安全等対策交付金を財源とする中間貯蔵施設や原子力発電所等に関する知識の普及を図るための経費で、主なものといたしましては、9節旅費で原子力教養講座を初め各種研修会等に職員が参加するための旅費、13節委託料で市民の原子力発電所等への視察見学会及び高校生を対象とした大間原子力発電所建設現場見学会の業務委託などに要する経費となっております。

次に、同じく29ページ、第5目文書管理費についてでございますが、主なものといたしましては、12節役務費で通信運搬費、14節使用料及び賃借料で複写機等のリース料などとなっております。

次に、30ページ、第6目人事管理費についてでございます。主なものといたしましては、4節共済費で共済組合等負担金、7節賃金で病休、産休に係る代替職員や事務補助等の臨時職員の賃金、9節旅費で職員の研修旅費などとなっております。前年度と比較して1,350万円弱の減となっておりますが、これは共済費の減が主なものでございます。

次に、31ページに移りまして、第11目会計管理費についてであります。これは出納事務に要する経費でありまして、13節委託料の指定金融機関派出所派遣委託料が主なものでございます。

次に、32ページをお開きください。第17目広報費についてでございますが、主なものといたしましては、11節需用費で市政だよりの印刷費など、13節委託料でエフエムむつ放送業務委託料や市政だより配布委託料など、19節負担金補助及び交付金でエフエムむつ放送エリア拡大事業費補助金などとなっております。

次に、33ページに移りまして、第18目のコミュニティ推進費についてであります。町内会の集会施設の新設、改築や用地借受料に係る補助、大畑、川内地区の町内会に対する補助、財団法人自治総合センターが行う宝くじ普及広報事業費を活用したコミュニティ助成事業に要する経費などとなっております。前年度と比較して2,800万円余りの増となっておりますが、これは財団法人自治総合センターからの助成を受けて行っておりますコミュニティ助成事業として町内会等から申請のありました金額を計上したことによるも

のでございます。なお、事業の採否の確定は4月以降になりますことから、確定後においては速やかに町内会等へ通知することとしております。

次に、同じく33ページ、第19目経営改善費についてであります。主なものといたしましては、1節報酬で行政評価委員会及び行政改革推進委員会委員などの報酬、9節旅費の費用弁償などとなっております。前年度と比較して240万円余りの減となっておりますが、これは第5次行政改革の大きなウエートを占める市民協働・参画推進経費等を新設した市民連携推進費に移管したこと等が大きな理由となっております。

次に、同じく33ページ、第20目市民連携推進費についてであります。これは、市民協働・参画推進に関する部分を従来の経営改善費から分離したもので、新設される（仮称）市民連携推進室の所管となるものでございます。主なものといたしましては、市民と行政の合同の検討会、（仮称）協働のまちづくり市民会議の経費といたしまして、報酬及び費用弁償を計上しておりますほか、新たに創設いたします市民提案型補助制度の補助金を計上しております。

次に、同じく33ページ、第21目の情報管理費についてであります。これは平成22年度から3カ年の継続事業で、平成24年2月に新しいシステムに移行しました住民記録、税、国民健康保険、介護保険等のデータ処理を行う住民情報システム管理、市内LANを活用した行政情報システム管理、むつ市、横浜町、風間浦村、佐井村の4市町村で構成するむつ下北情報ネットワークシステム管理、むつ市内の情報通信格差是正のために整備しました光ファイバーケーブルの維持管理のための地域情報通信管理などに要する経費でございます。主なものといたしましては、13節委託料で住民情報システムでの新しいシステム再構築業務の委託料、むつ下北情報ネットワークシステム保守委託料、また新規事業として平成24年度から2カ年で予定しております財務会計システムの構築のための委託料、14節使用料及び賃借料で住民情報システムなどに係る機器使用料や光ケーブル使用料などとなっております。前年度と比較して1億6,000万円余りの減となっておりますが、これは住民情報システム及び行政情報システムの更新に係る委託料の減などによるものでございます。

次に、34ページに移りまして、第22目行政連絡員費についてでございますが、1節報酬の行政連絡員に係る報酬が主なものでございます。

次に、同じく34ページ、第23目コミュニティセンター管理費についてであります。主なものといたしましては、11節需用費で市内12カ所のコミュニティセンターの光熱費など、13節委託料で同じく12カ所のコミュニティセン

ターの管理委託料、15節工事請負費で小沢地区生活福祉センターの老朽化に伴う改修工事費などとなっております。

次に、同じく34ページ、第24目市民相談費についてでございますが、主なものといたしましては、8節報償費で法律相談弁護士謝礼などとなっております。

次に、同じく34ページ、第25目諸費についてでございますが、これは国から委託されております自衛官募集事務に要する経費などでございます。

次に、同じく34ページ、第26目男女共同参画費についてでございますが、これは男女共同参画を推進するための男女共同参画推進懇話会及び現行の男女共同参画推進基本計画が平成24年度で終了することに伴いまして、新たな基本計画を策定するための経費となっております。

次に、38ページをお開きください。第5項統計調査費、第1目統計調査総務費についてであります。これは、職員2名の給与費と各種統計事務の費用及びむつ市史編さんに係る資料収集等の準備に要する経費となっております。

次に、同じく38ページ、第2目諸統計調査費についてでございますが、これは新年度において実施されます各種統計調査に係る調査員等の報酬及び関係事務費などとなっております。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） それでは、第2款総務費のうち財務部が所管するものについてご説明いたします。それでは、予算に関する説明書の29ページをお開き願います。

第1項総務管理費、第3目調整費についてであります。これは電源立地地域対策交付金に係る事務及び防衛施設の所在に係る交付金に関する事務等各種補助元との連絡調整のための事務費であります。

次に、30ページの第7目財政管理費についてであります。これはわかりやすい予算書、決算書の作成に係る経費が主なものとなっております。その他予算の執行管理に伴う事務費であります。

次に、第8目財産管理費についてであります。これは市有財産の管理に要する経費でありまして、主なものとしましては、第12節役務費の公有建物公用自動車等の保険料1,123万2,000円、第13節委託料の公有財産の管理に係ります各種業務委託料684万7,000円のほか、第17節公有財産購入費にはシルバー人材センターに貸し付けを予定しております旧むつ市集会所の跡地の利用性を高めるため隣接地の購入費253万1,000円を計上してございます。また、

昨年度比で1,809万2,000円の減となりましたのは、昭和36年建設の老朽化が著しかった旧むつ市集会所の解体を平成23年度に完了したことによる工事請負費の減に伴うものであります。

次に、30ページから31ページにかけての第9目契約管理費についてであります。これは文字どおり契約事務に係る経費でありまして、工事等の入札や物品の購入等について、原則管財課において一元的に執行しているところであります。それらの事務に要する経費でございます。

次に、第10目工事検査費についてであります。これは入札執行事務同様、工事検査室が一元的に検査業務を行うことに要する事務経費であります。

次に、第12目庁舎管理費についてであります。これは本庁舎等の維持管理に要する経費でありまして、主なものは第11節需用費の光熱水費等5,511万9,000円及び第13節委託料で施設の維持管理に係る各種の業務委託料6,946万4,000円であります。なお、旧庁舎につきましては、公用自動車の車庫、それから南庁舎などが引き続き残ることになりますので、それらの維持管理及び周辺環境の整備に要する必要最小限の経費を計上しておりますほか、庁舎外構環境基本計画の策定に係る経費を計上しております。

また、昨年度比734万円の減は、庁舎の全体的な維持管理経費の見直しにより、主に電気料で278万5,000円等節減が図られたものでございます。

次に、32ページの第16目車両管理費についてであります。これは市所有自動車219台のうち財務部管財課及び各庁舎管理課が一元管理しております公用自動車127台分の維持管理に要する経費でありまして、主な経費は第11節需用費の車両運行に必要な燃料費1,348万3,000円及び車検整備等における車両修繕料1,290万5,000円であります。また、昨年度比で532万8,000円の増は、人事管理費からの科目がえによる自動車運転手賃金を計上したことと、燃料費の値上がりや車検のための車両修繕費の増によるものであります。

次に、35ページをお開き願います。第30目財政調整基金費についてであります。これは年度中途における財政需要に的確に対応するため基金に積み立てるものでございます。

次に、第31目土地開発基金費、その次の第32目減債基金費、続きまして第33目公共施設整備基金費でございますけれども、これらはいずれも新年度に生じる利子を基金にそれぞれ積み立てるものであります。

次に、第34目地域振興基金費についてであります。これは電源立地地域対策交付金を今後の事務事業の財源に充てるため積み立てるものであります。平成27年度以降、普通交付税は合併算定がえの措置が終了し、5年間で段階的に減少していくことや、電源立地地域対策交付金も徐々に減少傾向と

なることから、これらの歳入の減少に備え、将来の財源として利用するため基金に積み立てするものでございます。

続きまして、第2款第2項徴税费についてご説明申し上げます。35ページから36ページになります。第1目税務総務費についてであります。これは税の賦課事務に要する経費でありまして、税務課職員の人件費のほか、第13節委託料では、申告受付支援システム保守料157万5,000円及び固定資產業務支援GISシステム保守料350万5,000円が主なものであります。第14節使用料及び賃借料は、申告受付システム賃借料353万6,000円及び地方税電子申告システム利用料303万7,000円であります。なお、前年度比で6,339万1,000円の減は、平成24年度固定資産評価替え事業のシステムの整備終了に伴う減等によるものであります。

次に、第2目市税等徴收費についてであります。これは市税の徴収に要する経費でありまして、第14節使用料及び賃借料は滞納管理システム賃借料であります。第19節負担金補助及び交付金は、納税貯蓄組合補助金1,791万5,000円が主なものであります。第23節償還金利子及び割引料は、市税等還付金であります。なお、前年度比で232万9,000円の減は、市税等還付金の減等に伴うものであります。

以上、財務部が所管する歳出の説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（富岡 修） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（布施恒夫） 第2款総務費のうち川内庁舎が所管いたします川内庁舎管理費及び川内地域振興費についてご説明いたします。31ページをごらん願います。

第1項総務管理費、第13目川内庁舎管理費であります。川内庁舎の維持管理に要する経費として予算総額3,825万4,000円を計上しており、昨年度の予算額3,344万円に対し、481万4,000円増加しております。増加の主な要因は、昨年度から3カ年計画で実施している川内庁舎改修事業費が昨年度の改修面積より増加したことによるものであります。

次に、34ページをごらん願います。第1項総務管理費、第27目川内地域振興費であります。緊急な地域要望に迅速に対応するための予算であります。昨年度の予算額200万円に対し、50万円少ない150万円を計上しております。

以上、よろしくお願いたします。

○委員長（富岡 修） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長大畑庁舎産業建設課長（若松 通） それでは、第2款総務費のうち大畑庁舎管理費についてご説明申し上げます。予算説明書の32ページ

をごらん願います。

第14目大畑庁舎管理費でございます。大畑庁舎管理費は、庁舎維持管理のための全般的なものでありまして、主なものは7節、臨時職員の賃金437万7,000円、11節、消耗品費、光熱水費、修繕料等の需用費747万5,000円、12節、電話料等の役務費109万6,000円、13節、庁舎維持管理、設備の保守のための委託料1,480万6,000円となっております。

次に、35ページをごらん願います。第28目大畑地域振興費でございます。この地域振興費は、地域において緊急に対応しなければならない事案が生じたとき支出するものでありまして、主なものは11節、消耗品費、修繕料等の需用費55万円、15節工事請負費50万円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（富岡 修） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（高坂浩二） 第2款総務費のうち脇野沢庁舎で所管しております費目につきましてご説明申し上げます。32ページをごらんいただきたいと存じます。

第15目脇野沢庁舎管理費でございますが、これは脇野沢庁舎の維持管理に要する経費でございます。予算額は1,387万6,000円で、対前年度比332万4,000円の減となっております。主なものといたしましては、7節の賃金の宿日直管理業務及び一般作業員等賃金279万6,000円、11節の需用費の燃料費及び光熱水費及び13節委託料の空調機器保守点検委託料でございます。なお、前年度比332万4,000円の減は、事務補助と自動車運転手にかかわる賃金でございます。配置数が未定でありましたことから、確定後に総務課より支出することにいたしましたことによるものが主なものでございます。

次は、35ページをごらんいただきたいと存じます。第29目脇野沢地域振興費でございますが、これは地域住民からの要望や緊急時の対応等に要する経費でございます。予算額は150万円で、対前年度比50万円の減となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（富岡 修） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 予算書36ページから37ページでございます。第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費についてご説明をいたします。

今年度当初予算額は1億5,508万5,000円となっており、主な支出といたしましては、2節から4節、職員の給与費16名分でございますが、1億1,859万3,000円、11節これは印鑑登録証明カード、書籍購入費、プリンタートナー

等の消耗品等の事務費でございます。そして、13節の戸籍総合システムの保守料378万円と、稼働して既に5年を経過いたしました戸籍総合システムの再構築事業2,587万2,000円等となっております。

37ページにまいりまして、14節は戸籍総合システムのソフト使用料273万5,000円、18節は備品購入費でございますが、導入して10年になり故障が頻発しております大畑庁舎と脇野沢庁舎分のレーザー複合機の購入費123万5,000円となっております。昨年度予算額1億2,736万6,000円と比較いたしまして、2,771万9,000円の増となっておりますが、これは戸籍総合システムの再構築事業費と備品購入費が増となったためのものでございます。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（成田晴光） 引き続き予算書の37ページからになりますが、選挙管理委員会が所管しております第4項選挙費についてご説明いたします。

第1目選挙管理委員会費は、選挙管理委員会の運営に要する経費であります。主な経費は、第1節の選挙管理委員4名分の報酬及び第2節給料から第4節共済費までの事務局職員4名分の給与費で、合わせて予算額の97.5%を占めております。平成23年度と比較しまして208万2,000円の増額となりましたのは、給与費の増及び第13節の委託料で期日前投票システム保守管理業務の費用を計上したことによるものであります。

第2目明るい選挙推進費は、選挙啓発に要する経費であります。主な経費は、第9節の明るい選挙推進協議会の委員の方々の選挙啓発に係る各種研修会等のための旅費で、予算額の約95%を占めております。

第3目海区漁業調整委員会委員選挙費は、本年8月7日に任期満了となります青森県西部海区漁業調整委員と、同じく8月14日に任期満了となります青森県東部海区漁業調整委員の選挙執行に要する経費で、財源は全額県からの委託金であります。主な経費は、第1節の投票管理者及び投票立会人等の報酬、第3節の選挙事務従事職員の手当、第7節の臨時職員の賃金、第18節の備品購入費で、合わせて予算額の78.8%を占めております。なお、第18節の備品購入費には、投票用紙交付機及び投票用紙計数機をそれぞれ1台購入する費用を計上しております。

青森県議会議員一般選挙費からむつ市議会議員一般選挙費までの5つの目につきましては、平成23年度に終了したため廃目となります。

以上で選挙管理委員会が所管しております予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（富岡 修） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（石田武男） それでは、39ページの第6項監査委員費についてご説明いたします。

監査委員費は、地方自治法に基づきます例月出納検査、決算審査、定期監査等を行う経費であります。本年度の予算額は4,586万2,000円で、前年度と比較いたしますと458万8,000円の減少となっております。減少の主なものは、職員給与費でありまして、人事異動に伴い現に在職している職員に変動が生じたことによります。その他につきましては、監査委員報酬及び費用弁償並びに事務局に係る経費であります。

簡単ですが、以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（富岡 修） 質疑に入る前に、委員長からお願いを申し上げます。

質疑をされる委員は、大変恐れ入りますが、挙手のうえ議席番号をお知らせくださるようお願い申し上げます。

それでは、質疑に入ります。ただいまの説明に対して、質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 2点ほどお伺いいたします。

1つは、28ページのむつ市市民歌制定事業。これは、去年も議会で議決しまして制定することにしましたけれども、どこまで進んでいるのか、ひとつお伺いしたい。

それからもう一点は地域振興費、これは市長が肝いりで地域の振興のために各分庁舎所長に200万円、これは地域振興のためには本庁の決裁は要らない、自由に使ってくれというお金でしたが、今回は25%減の150万円と大幅に減額になりましたが、この理由をひとつ教えてください。

○委員長（富岡 修） 企画調整課長。

○総務政策部企画調整課長（高橋 聖） 半田委員のお尋ねにお答えいたします。

市民歌の今の進捗状況につきましては、先月末までに市民歌に係る歌詞を公募し、市民歌の詞の部分に関する部会で、公募された歌詞の中から4点ほど抽出いたしまして、今後市民歌制定委員会のほうにこれを諮るというふうな予定になってございます。

以上です。

○委員長（富岡 修） 副市長。

○副市長（新谷加水） これは、財政運営上の厳しさを反映してのものというふうなことでございまして、当然ながら多いにこしたことはないわけでございますけれども、緊急かつ必要な経費ということにつきましては、これに限

らず本庁等の関係部課との協議のうえで対応していくというふうなことでやっていきたいというふうに思っております。

これにかわるものということではございませんが、今般市民提案型補助金というふうなこと、これは将来的には基金型にしていきたいというふうに考えているわけですが、市民活動を支援する補助金というふうなことで、これらも活用しながら地域の活性化に資していきたいというふうなことでございます。

以上です。

○委員長（富岡 修） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） もう合併して6年、7年目に入ります。それで、ぜひ市民の一体化を図るためにこの市民歌を制定するという趣旨のもとで新たなむつ市の市民歌をつくるということにしましたけれども、一向にはかどっていないようで私は気になってしょうがありません。ことしも四百幾らかの予算がつかまりましたけれども、なるべく早い段階でこの市民歌を制定し、多くの市民に早く啓蒙させてほしいなど、そのように思っております。

それから地域振興費、これはかなり使い勝手がいい予算でありましたが、そこで各庁舎の所長にお聞きします。今まで3年か4年ついたはずですが、今まで予算内でほとんどやっておりますけれども、この25%減について、率直に意見を私は聞きたいのですけれども、これについて、地域の振興に対して何か支障が、やっぱり25%減ということは、あると思うのだけれども、率直な意見を聞かせてください。各3人の所長さん、お願いします。

○委員長（富岡 修） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（布施恒夫） 今の50万円減額による影響というふうなことでございますけれども、川内庁舎におきましては、実質使用実績として、平成21年度が120万円弱、それから平成22年度が180万円弱、それから今年度が途中経過ですが、110万円弱となっておりますが、ことしはまだ3月中の使用等が出てくることと考えておりますので、恐らくことしについては200万円近くいくのではないかと考えております。

影響と申されましても、目いっぱい使っているわけではございませんので、その年度年度で必要な金額が変わってくるというふうなことで、直接の影響はちょっと申し上げにくいと思います。

○委員長（富岡 修） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長大畑庁舎産業建設課長（若松 通） 大畑庁舎の場合でございますけれども、この地域振興費というのは、使い道としてはやはり修繕料とか、あるいは工事費とか、そういう緊急に市民から要望のあったものについ

て今まで対応してきました。ですので、その年度によって執行金額も違ってきますけれども、需要が多い場合は、当然ぎりぎりまでというような年もありますけれども、今年度もあと残りたしか30万円ほどだったと思います。若干のまだ需要はありますので、ぎりぎり使われるのかなと思います。

この減額された影響ということでございますけれども、それはあるにはこうしたことはないわけですが、他の既設の予算を利用できる場合は、それを利用しながらやっていきたいと、そのように考えております。

○委員長（富岡 修） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（高坂浩二） 脇野沢地域における地域振興費の決算についてお知らせいたしたいと存じます。

平成21年度が179万円ほど、平成22年度が166万6,000円ほど、今年度は3月2日現在で62万9,000円となっておりまして、平成21年度からスタートしたと記憶しておりますが、この年度は議会でも話題になったように記憶しております。脇野沢地域においては市長の意向にそぐわない支出が若干あったような意見もありまして、金額が過去3年間では一番多くなっているわけですが、委員ご指摘の50万円減による影響と申されましても、その年度年度によって事情が変わるもので、一概に申し上げにくいところがございますが、緊急のものについては、この予算以外で対応していただけるものと理解しております。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 各分庁舎所長がはっきり物申せないことは私も重々承知しておりましたが、これは副市長、住民が緊急を要したときに本当にスピーディーに使える非常にありがたい予算でありましたが、これが50万円減額ということになれば、当然各分庁舎所長は予算内でやるでしょうから、やっぱり金があればあるだけ使う、なくなればそれは使えない、当然の話。だから、今回のこの大雪でかなり予算も厳しいでしょう、入ってくる金もないので。それで、こういう身近なところから手をつけていくというような方法はいかなものかなと、私はそのように思っております。特に住民に密着するこういう予算、これには余り手をつけてほしくないなど、そういうふうには思っておりましたが、仕方ない、50万円の減額ということで、これ新年度は150万円の範囲内でやることになるのでしょうけれども、各分庁舎所長も、そのことを頭に入れて、重要性を、順番を決めて、ひとつ新年度やってほしいなど、そのように思っています。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。中村正志委員。

○委員（中村正志） 何点か質疑します。

まず、一般管理費の下北地域広域行政事務組合負担金のうち下北文化会館費についてであります。下北地域広域行政事務組合の議会のほうで下北文化会館の指定管理、昨年末決めたのであります。これ中身を見ていますと、負担しているのはむつ市だけということになっておりますが、これどうなのでしょう。近い将来むつ市だけが負担しているということであれば、広域行政の事務組合のほうになじまなくなるのではないかと。いうふうに考えますが、その辺あたりの考え方は今現在どのようになっているのでしょうか。

2点目、原子力広報安全対策費の原子力施設等見学会開催事業費、これ新年度は今までどおりの従来の広報あるいは見学先で行っていくのかどうか。また、先ほどの説明の中で大間原子力発電所への高校生の見学というふうなこともお話ししておりましたが、現在工事が中断していて再開するめどはまだ不透明な部分があるのですが、そこら辺はどのように考えているのか。

次に、庁舎管理費で、来年度も今年度同様のような法律に基づいた節電を行ったうえでの電気料等の見込みなのかどうか。もし法律に基づいたような節電を行うとすれば、従来と比べて何%くらいの減を見込んでいるのか。関連して今年度はまだ終わっておりませんが、どれくらい削減することに成功できたのかどうか、あわせてお聞きしたいと思います。

次に、先ほど副市長も少し触れましたけれども、市民提案型補助制度補助金200万円、今回新しい事業であります。支出額を200万円とした理由、200万円に意味があるのかどうか、それが1つ。また、今回コースを2つ設けておりますが、それでいきますと、限度額が20万円、50万円、それぞれで5分の4までの補助ということですが、これそうしますと事業全体の額が25万円です。頭打ちの事業ということなのか、それともそれ以上の額の総額の事業であって、限度は20万円までですよというふうなとらえ方でいいのかどうか。そしてまた、今回このコースが2つありますが、書かれている内容を見ますと、いまいちわかりにくいのであります。もうちょっと市民団体が利用するに当たってわかりやすいような説明はできないものかどうか。

また、これは今進めていこうとしている協働参画の中の大きな事業の一つだと思います。例えばその事業が収益事業みたいな形の事業であっても利用することができるのかどうか。それとまた、イベントのような事業でも活用できるのかどうか。

以上、4点お聞きしたいと思います。

○委員長（富岡 修） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） まず、下北文化会館についてのお尋ねでございます。

下北文化会館の運営費につきましては、むつ市が100%を負担するというところで全額むつ市が負担金として納付しておるところでございますけれども、ただ所有ということでは、これはあくまでも下北地域広域行政事務組合の財産でございますので、そのありようについては下北地域広域行政事務組合のほうの議論がやっぱり先行すべきもので、そちらのほうの議論を優先してというふうなことになるかと思えます。

事務的には、そういう検討も将来的には必要ではないかというふうなことは聞き及んでおりますけれども、まだ正式にその検討が、例えば下北地域広域行政事務組合の議会等で議論の俎上に上がったというふうなことはまだ聞いてございません。

それからもう一点、庁舎管理費についてでございますけれども、例えば電気の節減等にどういうふうに取り組んで、どのぐらいの効果があつたのかというふうなお尋ねでございます。まず、委員ご承知のとおり、昨年7月から9月ですか、電力使用制限令というものがございまして、電力使用料の15%減の節減を、大口の需要家については取り組むようにというふうな政府からの要請があつたところでございます。この庁舎も当初は対象になるのかなということだったのでございますけれども、電気の実績を見ましたところ、電気の契約容量を落としても支障がないというふうなことがわかりまして、契約電力数を落としてございます。最終的にはそのために当庁舎はその対象外というところになったのでございますけれども、ただやっぱりその趣旨は尊重しなければいけないだろうということで、ごらんのとおり、例えば廊下等は間引きで点灯するとか、あるいは執務時間以外には、執務室も照明を必要最小限だけつけて落とすとか、あるいは機器等も必要以外はつけないとか、さまざまな取り組みをしておるところでございます。それで、7月から9月の3カ月間ですけれども、大体うちのほうでは10万4,718キロワットの減というふうなことで、約23.1%の節減を達成できたところでございます。また、電気料ではどうなのかということなのでございますけれども、これは昨年の4月からことしの2月までのまだ途中の段階ですけれども、一応540万円程度の節減ということになってございます。

以上です。

○委員長（富岡 修） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 原子力広報安全対策費の見学会の部分でございますけれども、大間原子力発電所の建設現場の見学会というようなことで、これは高校生を対象に予定している部分でございます。現在工事は中止、中断されておりますけれども、建設現場を見るというようなことで予定してお

ります。このほかに東海第二発電所のほうの見学会も予定しておりまして、東海第二発電所においてはキャスクのほうも見られるというようなことでございます。また、親子エネルギー関連施設見学会等も予定しております。

それから、市民提案型補助制度の部分でございますけれども、補助制度の概要をまず私からご説明したいと思っております。市民が自らのアイデアで自ら行うまちづくりに市がお手伝いするというようなコンセプトでございます。対象となる事業といたしましては、地域の課題解決、活性化を目的とする公益的事業、提案団体自らが企画実施するもの、そしてまた原則として市内で行う事業、年度内に完了する事業などをイメージしております。補助金の種類につきましては、先ほど委員からお話ありましたけれども、スタート応援コース、ステップアップコースの2つのコースがございまして、提案者のほうから出された部分につきましては、仮称の協働のまちづくり市民会議のメンバーによりまして審査会で事業採択するかどうかを決めると。事業終了後には、成果報告会なども公開で行うというようなことを予定しております。

200万円の理由につきましては、政策推進監のほうからご説明申し上げます。

- 委員長（富岡 修） 総務政策部政策推進監。
- 総務政策部政策推進監（花山俊春） 部長説明に補足して説明させていただきます。

市民提案型補助制度、この部分に関しましては、議案第27号の資料として補助金関係資料の3ページに載っておりますので、そこも参照していただきながらご説明したいと思います。

まず、委員お尋ねの中で200万円とした理由というふうな部分がございますけれども、資料の4番に書いてありますように、初回に当たりますので、限度額を設定しているわけですがけれども、どの程度の事業が上ってくるか、見積もりが詳しくはできない、そういうふうな状況ですので、8団体くらい補助したいと、そういうふうな考えのもと、1件について25万円くらいの補助額だろうということで200万円設定いたしました。その部分に関しましては、ほかの自治体でも既に八戸市とか弘前市とか五所川原市、それから十和田市も同様のスキームの補助金制度を実施しております。そこでとっている限度額とか、それから予算額というものも参考にしております。

それから、委員お尋ねの中にコースの中身がわかりにくいというふうなお話がありましたけれども、来年度当初にここの部分については要綱をきちんと定めたいと考えております。市民への広報も、4月以降市政だよりとかで公募していくことになるわけですがけれども、そのときにはもう少しどうい

ふうな事業が該当になるのかというところも含めて広報しながら、わかりやすいような注釈をつけて募集をしたいと考えております。

それから、収益事業も可なのかというふうなお話でしたがございましたけれども、あくまで市民団体自らが実施する公益的事業というふうな定義をしております。イベントとかも可能なわけですがけれども、収益を主とするようなものというのは、やはりはじかれることになるかと思えます。ちなみに、ほかの実施しているところで採択されている事業でお示しするとイメージを抱きやすいと思えますので、二、三例お示ししますと、いわゆる有用微生物群を活用したEM菌とかを活用した生ごみリサイクル体験学習会、そういうものを開催するのに補助したり、それからまち歩きガイドブックの作成とか、実際にガイドを実践するための費用ということに補助したり、それから民話の普及活動に補助したり、それから一部で駅伝大会をやるとか、そういうものに補助したりということで、地域の問題解決とか、または活性化に資するような事業活動に補助する、そういうふうなスキームとして考えております。

以上です。

○委員長（富岡 修） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 私先ほど電気料の節減のところ、平成22年、平成23年対比で540万円の節減というふうなことでお話し申し上げましたけれども、実は対比の比較の平成22年度の数字が12カ月に対しまして、平成23年度のほうが3月の実績出ておりませんので、11カ月となっております。1カ月誤差がありますので、その分を差し引きますと、節減額は約260万円になりますので、おわびして訂正いたしたいと思えます。申しわけありません。

○委員長（富岡 修） 中村正志委員。

○委員（中村正志） 下北文化会館につきましては、市長もいけば市長の考えを聞いたかったのですが、下北地域広域行政事務組合のほうでも聞いてみたいというふうに思えます。

原子力施設等見学会についてなのでありますが、従来どおり行う、内容的、あるいは施設も大体従来どおりということなのでありますが、やはり今の現状を考えますと、そこにもう一工夫があってもいいのではないかなというふうに思えます。ただ、補助の関係でそういうふうなものを変えるのはなかなか難しいのかもしれませんが、そのような考えも来年度以降ぜひ持っていただきたいというふうに思えます。

市民提案型の補助制度であります、今の説明である程度理解する部分はあるのですが、先ほど副市長の話の中にもあったのですが、かわるものみたいな発言をされておりました、私が今回これが出たときに、その点を一番懸

念したのです。今まで行っていた補助がこれに変わってしまって、ほかのほうの補助がなくなるというふうなことはあってはいけないなというふうに私は感じております。むしろ進めていく部分に当たって、本来であれば行政が行うことが望ましい事業なのであります、それがなかなかできない。それを市民がやる、そういうふうな事業にこそたくさん門戸を広げていくような補助制度になっていただきたいなというふうな願いを持っております。新年度は、取っかかりでありますから、やりながら中身は充実していくものと思いますので、そのあたりのことも念頭にに入れていただきたいと思います。

ちょっと具体的なことを聞きますが、新年度何月ころの募集とか、そういうふうなことは考えて、現時点で決まっていたら教えていただきたいと思えますし、これは募集は1回で行うのでしょうか、それとも複数回設けるのか、そのあたりもし現時点でわかっていたら教えてほしいと思えますし、先ほど（仮称）協働のまちづくり市民会議でということでありましたが、これの立ち上げの時期もいつくらいになるのか、現在めどがついていたら教えていただきたいと思えます。

○委員長（富岡 修） 副市長。

○副市長（新谷加水） 先ほど地域振興費のところ、この市民提案型の補助金ということのを代替ということで申し上げたわけではございませんが、200万円という非常に少ないお金の中でスタートさせるということで、おのずと限界が、1件ごとの使い道ということでは限界があるわけではございますけれども、先ほど申し上げましたように、これを基金型にしていくと、もっと大型のものにしていくというふうなことの発展を考えますと、さまざま我々これから将来に向かって市民協働・参画というふうなことをずっと目指していききたいというふうな、そういうことでのまちづくりを目指していききたいというふうなことを大事にしていききたいと。そういうもので取り上げられるものについては、こういうふうなもので拾っていききたいと。できることであれば、それを支援して、一緒にやっていくという形のものを目指してまいりたいということではございますが、とりあえずはこの形で、20万円、50万円というわずかな事業費ということではございますけれども、これとていもいわゆる創意工夫によってはさまざまな展開、効果を見出せるものというふうに思っておりますので、これを契機に市民にPRして、市民がいろんなことに提案していく、こういうことができないか、ああいうことができないかというふうなことを提案してもらいながら、広げていけるような制度を構築していききたいものと考えているところでございます。

例えば青森市等では、一例として聞いたことがあるのは、たまたま空き地があったところを市民の要望によって、そこを児童公園のような形で住民自らが構築していったというふうな、これは少しお金がかかるわけです。そういうふうなことも例として聞いたことがございます。そういうふうなことも取り込める制度になれば非常に理想的かなというふうには思っておりますけれども、一挙にそこまではいけないというふうなことでございます。

○委員長（富岡 修） 総務政策部政策推進監。

○総務政策部政策推進監（花山俊春） お答えいたします。

委員お尋ねの中で2点ほどございました。まず、市民提案型補助制度の部分と、それから協働のまちづくり市民会議の立ち上げについてですけれども、関連しますので、協働のまちづくり市民会議のことを先に申し上げたいのですけれども、協働のまちづくり市民会議に関しましては、6月定例会にできれば条例提案して立ち上げたいと考えております。というのは、委員としての身分をきちんと非常勤特別職とするという意味で条例提案を考えているものです。それで、その関係もありまして、この補助制度に関しては、協働のまちづくり市民会議を中心とするメンバーで審査会を持って採決していきたいというふうに考えておりますので、どうしても立ち上げ後に審査ということになります。ですので、早くても7月ころに審査会を開いて事業採択するというふうになりますので、逆算して募集期間を1カ月くらいと考えますと、5月ころの市政だよりで公募して、6月いっぱいくらいで募集をします。それで、7月に採択して事業開始していただくと、そういうふうなスキームになろうかと思えます。それで、その1回の募集だけでなく、年度内でその事業を終了するということが大前提になりますけれども、1回の募集で200万円の限度額に満たないような申請である場合は、さらに下期とかでも事業の募集をしていくことも考えられると思っております。

以上です。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 今中村委員からいろいろ質疑がありまして、市民提案型の件ですけれども、これについてもう少し深くお聞きしたいと思います。

具体的ないろいろ理事者側のほうで考えていることを大体説明をいただきましたけれども、もう少し具体的にこういうものを念頭に置いているとかということがあればご説明いただきたいと思えます。

○委員長（富岡 修） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

同じような趣旨の補助制度、県内他市でも実施されております。今回当市

でこのような制度を創設するに当たりましては、他市の事例等も参考にしております。具体的には、先ほど政策推進監のほうから幾つか紹介がございました。そのほかには、あとシニアのためのICT普及活動、あるいは食文化の伝承ということで親子みそづくり体験教室の開催といったようなもののほか、スポーツ大会とか釣り大会の開催といったようなものがございます。市におけるさまざまな課題に対しまして、行政では思いつかないような妙案とか、さらにはきめ細やかさが発揮される事業のご提案を大いに期待しているところでございます。

○委員長（富岡 修） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 先ほどの説明の中に地域の活性化ということも考えているということがありましたので、その地域活性化を重点的に取り入れたものが採用にならないのかなということで、実は先般大湊で街コンというのを、地域の若い者を中心に計画しまして、非常に盛大に終わりました。こういうことも対象にしてほしいのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（富岡 修） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 街コンにつきましては、新聞報道等もございまして、大変な盛況ぶりだったというようなことが伝えられております。これは、地域の活性化、そして市民の交流を促進するというようなこと、さらには長い目で見ますれば少子化対策の一助にもなる可能性もあるというようなことで、この補助制度の趣旨には合致しているのではないかと考えておりますけれども、事業採択に当たりましては、来年度立ち上げますまちづくり市民会議において審査をするというようなことでございますので、現段階での言及は控えさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（富岡 修） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） わかりました。それで、この制度を市民に広く使い勝手のいいものに育てていてもらいたいということを要望しておきます。

以上です。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 今の市民提案型補助制度について、関連しますので、質疑させていただきます。

まずはこの提案型、市民からの提案を受けて補助を出すというふうな制度をつくるのと同時に、今まで既得権で補助を受けていたさまざまな細かい事業があったと思います。本来であれば、こういう提案をする場合は、そういう既得権が長年続いている補助金を廃止して新しいものに移行していくというところがまずは基本的な考えになると思いますが、そういう検討がされた

のかどうか、まず最初にお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（富岡 修） 副市長。

○副市長（新谷加水） 補助金の種類はさまざまあるわけでございまして、できるだけ運営補助はしないということで、事業補助を優先して残していくというような格好を原則としてはとっているということでございます。さまざまな団体の地域におけるいわゆる貢献、そういうふうなものを勘案しながら補助をしているというふうな状況でございますので、基本的にこの市民個人個人のレベルを対象とした制度、若干それとは峻別といいますか、別に考えるというふうなことでのいわゆる制度構築ということでございます。

○委員長（富岡 修） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 今取りかかりですので、最初はそういう考え方で進めていっても構わないと思いますが、先ほどから話もあったのですが、たった200万円というふうなことの話もありますし、やりたいことをできるだけ多くしてもらうためには、将来補助金の増額も必要だと思います。さらに1回目の質疑でしました、本当にこれが既得権ではなくてその地域に貢献している今まで長年続いている事業なのかという精査も当然していかなければならないと思うのです。そこで、今副市長がお話しされた個人のいうふうなことになるかと、まずは手続が面倒だと思います。どういうふうな手続になるのかわかりませんが、行政側に提出する資料、または提案書などは一般の方は簡単につくれるような状況ではないと思います。いいアイデアがあっても、そのアイデアを文章にしたり、提案をしたりすることはなかなか一般の市民の皆さんには難しいと思いますので、窓口となる行政の部署の方々には、やはり参考になるような資料またはこういうふうなやり方だと提案書としてうまくいきますよというような説明をする方が必要だと思いますが、その準備のほうはどのようになっているのでしょうか。

○委員長（富岡 修） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 組織的な部分でございますけれども、新年度からそれらを総合的に扱います市民連携推進室を設置する予定でございます。その職員がこれらに対応することになりますけれども、申請等の書類等につきましては、先ほど委員からご指摘ありましたように、これまでの市の補助金事業等とはすみ分けを図るような要綱を制定することとなると思います。その要綱の中にそういう様式等もきちんと決めまして、それによって申請をしていただくことになろうかと思えます。

○委員長（富岡 修） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 繰り返しますが、だれでも簡単に申請ができる方法にし

てもらいたいということと、あとはやはり職員の窓口になる方々がこういうことをしたいのだけれどもという話をしに来る市民、個人または団体の方の提案をしようとしている内容をよく聞いてあげること、そしてそれが職員の助言によってできるだけ多く形になれるようなシステムをやはり行政側としてつくるべきだと思うのです。そこのところは、ぜひ総務政策部長にもお願いしたいことだし、ぜひやってほしいと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（富岡 修） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 今委員からお話ありましたように、よく話を聞いて、相談に乗るといような部分については、この市民連携推進室に限らず、市役所全体としてそういうふうに取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 済みません、関連質問です。今でないと発言できないので、ちょっと。

実は私、市長が議員の時代から、自分たちの税金、そして今の電源三法交付金も含めて、例えば市民の百人委員会とかそういうのをつくって、自分たちの税金、少なくともそういうものを市民がみんなでアイデアを寄せ合って市民提案型でやれる時代をつくりましょうよという話をずっとしていたのですけれども、今そういう市民提案型のこれがのってきたのですけれども、今これ走りなので、例えばそういういろいろこれから事業のあれがあると思うのですけれども、私は走りが一番だと思うのです。これをつくって、これはだめ、あれはだめとこれから削っていくのではなく、そういう形の中で将来的に私が先ほど言ったようなものになるようなものなのか、そこまで考えての今の提案型の事業なのか、その辺をまず教えていただきたいと思います。

○委員長（富岡 修） 副市長。

○副市長（新谷加水） 予算編成、あるいは事業提案ということでは、予算編成については、市民参画の部分で市税の1%分について事業提案をいただくとか、そういうことをやっているところもございませけれども、今のところ予算編成全体にわたって市民参画を願うというふうなことはなかなか難しいのではないかなというふうに思っております。とりあえずは、とりあえずという言い方はおかしいですけれども、我々が市民協働というふうなことを推進していくということにつきましては、市民の皆さんに市政に関心を持ってもらって、市のまちづくりということと一緒に汗を流していただくということが、そのいわゆるモチベーション、持っていただくということがとても大事なことでございまして、それなしに予算だけをいじるといいますか、そ

こだけに参画してくるといふうなことはなかなか難しいのではないかなといふうに思っております。そういうことで、これはまだテストケースになるのかもしれませんが、まずここからスタートして大きく、大きくといひますか、もっといい制度にスケールアップできるような形に持っていければといふうに思っているところでございます。

○委員長（富岡 修） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 今副市長に答弁していただきましたけれども、恐らく市長もおでかけ市長室とかいろいろな形で市民の声を聞いているのですけれども、これ関連しますから言いますけれども、私どもの地域は中間貯蔵施設を含めた電源三法交付金をいただいているわけです。それによって、そういうものを受けながらも、やっぱり市民が自分たちでこのまちをよくしようよと、そういう思いを持っていくためには、たかが200万円、走りといえども、やっぱりもうちょっと精査して、そういうことの計画を、進めているのであれば私は言いません。そういうのがないのであれば、例えば今のこの騒がれている時代に、そういう金を市民も、自分たちの税金は自分たちでもそれなりに使えるのだと、そういう計画をするべきであって、200万円か幾らのこれ何か市民提案型、余りにも私はこういう予算の執行はちょっといかななものかなと思います。今の私の話に対してもう一度お願いしたいと思います。

○委員長（富岡 修） 副市長。

○副市長（新谷加水） 確かに200万円というお金は、1件20万円、50万円という事業規模ですので、非常に限られたものになるかと思ひます。ただこれは先ほども申しましたけれども、いわゆるスタート、ともかくテストケースといふうなところからの制度でござひますので、いきなりこれ1,000万円とか1億円とかといふ、そういう格好で提案を募るといふうな制度といふことにつきましては、若干リスクが伴うのかなといふうなところもござひます。当然ながらそのスケールのよってはその考える事業、アイデアも違つたものに当然なると思ひますのでけれども、こういうふうな制度がむつ市にできたのだといふうなことがPRできてくれば、市民のほうからももう少しスケールアップしてくださいとか、こういう事業を取り上げられるような制度構築にスケールアップしてくださいとかといふ、そういうふうな要望にもつながってくるのかなといふうなことだと思ひます。ぜひこれを契機に市民の皆さんにも自ら動く、自ら企画するということになれていただきたいといひますか、自ら能動的に動いていくといふうなところをぜひ期待したいなといふうに思っているところでござひます。

○委員長（富岡 修） 山本留義委員。

○委員（山本留義） そうなるように私どもも考えますし、先ほどから言っているのですけれども、例えば電源三法交付金の電気料の各家庭に対する還元も、市長は前向きな答弁したけれども、この冬の豪雪で恐らくそれもできない。そうすれば、やっぱり市民提案型というこういう立派なものですから、そういう意味ではそういうのを含めて、市民が少しでも自分たちで何か集団をつくって、そういう形の中でそういう金も含めて参画できるようなものであればいいなということをお願いして終わります。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 3点ほどお尋ねいたします。

第2目の企画費で29ページの電気自動車急速充電器設置事業費で1,061万4,000円提案されておりますけれども、この場所と、利用については一般の方も使えるのかということをお願いいたします。

それから、31ページの第13目、第14目、第15目ということで、川内庁舎管理費、大畑庁舎管理費、脇野沢庁舎管理費のところでお聞きいたします。川内庁舎3,825万4,000円、大畑庁舎2,781万4,000円、脇野沢庁舎1,387万6,000円と経費が提案されておりますけれども、この大きな違いは川内庁舎の改修事業費というのが1,427万円盛られております。川内庁舎は、どちらかということと新しい庁舎と思っていたのですけれども、その部分が違うと思います。そして、今の職員の数と、それから庁舎の建設の年月日をお聞きいたします。

○委員長（富岡 修） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 電気自動車の充電器の関係でございますけれども、この設置場所につきましては、川内庁舎の駐車場を考えてございます。

また、一般の人も使えるかというようなことでございますけれども、当分の間無料でご使用いただけるようにしたいと考えております。

○委員長（富岡 修） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（布施恒夫） 濱田委員の各庁舎の管理費の違いというふうなことで、各庁舎の建設年次というふうなことでしょうか。川内庁舎は、平成16年3月に完成いたしております。それから、庁舎の職員数は、現在31名でございます。

○委員長（富岡 修） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長大畑庁舎産業建設課長（若松 通） お答えいたします。

大畑庁舎は、昭和53年の竣工でございます。32年経過しておるということでございます。

それから、職員の人数でございますが、現在29人だと思っております。

○委員長（富岡 修） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（高坂浩二） 脇野沢庁舎は、平成19年度より使用しております。

職員数につきましては、正職員が23名、臨時がそのほかにいるわけですが、とらえ方が難しいので、運転手から清掃の作業も宿日直もということになると、ちょっと他の庁舎と若干認識が違うと思うので、正職員が23名ということだとどめたいと思います。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 申しわけありません、各地区の人口ももう一度お知らせをお願いいたします。

○委員長（富岡 修） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（布施恒夫） 川内地区の人口でございますけれども、今正確な資料ございませんが、4,800人程度です。

○委員長（富岡 修） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長大畑庁舎産業建設課長（若松 通） 大畑地区の人口でございますけれども、はっきりした人数は、今資料がございませんので、つかんでおりませんが、8,200人台だったと思います。

○委員長（富岡 修） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（高坂浩二） 同じく正確な数字か否かはちょっと疑問な点がございしますが、千九百八十数名だったと記憶しております。

○委員長（富岡 修） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） もう一度繰り返します。川内庁舎は、市民4,800名に対して職員31名、そして大畑庁舎は市民8,200名に対して職員29名、脇野沢庁舎は、市民千九百八十数名に対して23名となっております。今税金の申告が盛んに行われているところです。それぞれの庁舎の窓口で行われていると思います。市民の数が多ければ生活に密着した仕事が多うございます。ふえております。なかなか新たな企画立案するまで庁舎の中でできない状況にあります。ですから、この仕事の所在をはっきり本庁舎と分庁舎の分担、どこまでが分庁舎でやればいいのか、どこを本庁舎が主導してやるのか、その辺の分庁舎と本庁舎の役割分担をはっきりしていただきたいと思います。別に大畑庁舎の所長から言われたわけではございません。

合併いたしまして、均衡ある地域の発展ということをそれぞれの旧町村では望んでおります。何とかその辺のバランスを考えて、企画立案はその他の職員はすべて本庁舎に集結しております。本庁舎が主導して、そして分庁舎と連携をとりながら、それぞれの事業を進めていただきたいと思います。副

市長、お願いいたします。

○委員長（富岡 修） 副市長。

○副市長（新谷加水） 組織のあり方ということについては、私ども合併した市でございますので、この分庁舎のあり方ということは非常に大きな課題ということでございます。少数精鋭の中で各分庁舎との連携をうまくとりながら地域経営をしていくということについては、まだまだ課題が多いわけでございますけれども、それぞれの地域の自負心を大事にしながらやっていくにはどうしたらいいのかというふうなところを踏まえながら、今後の組織のあり方ということについて、十分検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 3点ほどお願いいたします。

まず、29ページの原子力広報安全対策費であります。中村委員も聞いておりましたが、これについて、昨年と大体同じような中身が次年度も行われるということで、福島県ではああいう大きな原発事故があったわけで、私は少しはこういう事業は見直しとかてこ入れというか、いろんな別の事業というか、そういう中身になるのかなということで若干期待はしていたのですが、大体同じ中身だということで、庁内ではこの事業をやるに当たって、何か議論があったのかどうか、その議論の中身をちょっとお知らせいただければなというふうに思います。

次に、30ページの財産管理費のところ。公共用地購入費ということで、これシルバー人材センターが使う土地を買う253万1,000円ということでありますが、昨年度はこのシルバー人材センターが使っていた建物を解体するのに2,100万円出費していると。来年度は、また同じ団体のために253万1,000円使うということで、これから当然土地を整備したら建物を建てるというふうな流れになるのですが、これからもまだ市のほうとしては何か出費があるのかどうか、これをお聞きしたいなというふうに思います。

3点目ですが、38ページで統計調査総務費のむつ市史編さん資料収集費ということで148万4,000円計上されているのですが、これは大体どういう中身になるのかをちょっと教えてもらえればなというふうに思います。合併する前は、川内だとかいろいろ編さん史、議会の図書館にもあって、ちょっと見たりしているのですが、それぞれあるのですけれども、これはどういう形の編さんになるのかなと。それこそ合併した以降のものになるのか、それともずっと過去までさかのぼったものになるのかどうか、ここのところをちょっと教えてもらえればなと思います。

以上です。

○委員長（富岡 修） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 原子力広報安全対策費でございますけれども、部内でどういう議論があったのかというようなことでございます。広報・安全等対策交付金は、福島第一原子力発電所の事故があったからといって減額されるものではございませんで、例年どおりの部分で参っております。福島第一原子力発電所事故以降、見学できる施設というのが大分限られてきております。大間原子力発電所は、まだ建設工事、中断されたままですで見られますけれども、柏崎とかそういうところについては見学ができないというようなことで情報が入っておりますので、今年度まで行っております東海第二発電所等の見学をするというようなことでございます。

市史につきましては、課長から答弁いたします。

○委員長（富岡 修） 企画調整課長。

○総務政策部企画調整課長（高橋 聖） 横垣委員お尋ねの市史に関する部分でございますが、合併以前の市町村において、それぞれ村史、町史、それぞれの現在編さん、発行している部分がかかなり異なっております。それで、今回は現代編といたしまして、合併までの部分を一律にまとめる予定としておりまして、今現在の予算では市史に関する新聞記事、それから各市町村で発行しております広報紙ですか、こういうものの中からまず関連する記事等を収集する、それをデータ化するというふうな業務のための予算でございます。

以上です。

○委員長（富岡 修） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 財産管理費についてのお尋ねでございます。旧集会所の土地は、昭和35年に旧集会所の用地のためということでご寄附をいただいたという経過がございます。今回こういう予定としておりますのは、そのときの残地というふうなことになってございます。それから月日がたちまして、周りにどんどん家が建ってそこのところが残っていたということが1つでございます。

また、今年度に老朽化した建物を解体し、設置しましたところ、もう周りが高くなっていることと、私どものほうでもその整地のために土盛りをしたということで、その土地だけが周りから取り残されたような低い低地になっておりまして、うちのほうからの水がどんどんそちらのほうに流れるという事態になってございます。そのために、今後の市の土地の活用等を考えた場合には、この時期に一体として活用を考えたほうが有効に使えるだろうということで今回の購入に至ったという、こういう経緯でございます。これか

らも何かその団体に対して特定の便宜を図るのかということのお尋ねでございましたけれども、これ以上のことは別に考えてございません。

以上です。

○委員長（富岡 修） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 最初の原子力広報安全対策費についてですが、特に議論はなく、これの予算が計上されたというふうに理解いたしますが、やはり私は福島原発を受けて、こういう事業というのは、それこそきちんと精査しなければならない事業だなというふうに思っております。それこそ申請すれば来るのだから、何でも申請すればいいというふうな今状況ではないなというふうに私は考えております。これは、ちょっと事業の内容をお知らせ願いたいのですが、基本的には原子力のPR、そして原子力は安全ですよというのを基本においてくるお金であるかどうかというのを、まずそこを最初確認したいのですが、ということであるならば、福島第一原子力発電所の事故を受けて、安全かどうかということは今国挙げて議論している最中ですから、そういう中でこのむつ市が高校生を、それこそ私たち大人ですよ、高校生はまだ未成年、そういう未成年の高校生の方に、安全ですよという前提のこういう事業を行うというのは、やはりどうかというふうに思いますので、そのところをちょっとお考えをお聞きしたいなというふうに思います。

それと、公共用地のところではありますが、これ以上お金は出費しないというふうなことでちょっと安心はしたのですけれども、私はできればこの250万円も出さないで済ます方法はないのかなというふうなことを思うのですが、今の説明だとちょっと引っ込んでいる部分で、一体で利用するには不都合があるということではありますが、今までそれがなくてもやれていたもので、これはどうせ、どうせと言ったらあれですけれども、無償で貸すという性格の土地なものですから、そういう土地に対してこれ以上お金をかけない形で対応できなかったものかなというふうなことを再度お聞きいたしたいと思いません。

○委員長（富岡 修） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） この事業、これは原子力のPRのため、推進のためかというようなことでございましたけれども、私たちといたしましては、原子力に対する正しい理解を得るためというような認識でございます。

○委員長（富岡 修） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） その土地の件でございますけれども、先ほども説明申し上げたところでございますけれども、まず経緯は、昭和35年にそのご寄附をいただいたときの残地であるという点が1つございます。また、今後を

考えた際にも、ここは委員仰せのとおり、シルバー人材センターの事務所用地として貸し付けを予定している用地でございますけれども、財産の所属はあくまでも市でございます。今後高齢化社会も踏まえまして、その事務所用地あるいは倉庫の用地、それから駐車場の用地等を考えたときに、土地はあっても余ることはないだろうというふうに考えてございます。この機会ですので、現在取得するほうがより効果的であろうというふうに考えてございます。

○委員長（富岡 修） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 最初の原子力のほうですが、正しい知識を得てもらうというのがこの中身だということであるならば、やはりそれこそ今の事故が起こった福島のおあいう事故の状況なんかもしっかり伝えていくというのもこれも正しい知識でありますので、そういう事業もやってもらえるものかどうかということもぜひお聞きしたいと思います。また、ぜひそういうこともやってほしいなというふうに思います。

それとあとシルバー人材センターのほうにお貸しする土地であります、この土地、ちなみに何坪ぐらいの土地なのでしょうか。やはりそういう意味ではなるべくお金をかけないで、それこそ今市ではいろいろ売りに出している土地がありますね、緑町だとか。そういう売りに出している土地がある一方、何か市が直接使う土地でないのにこういう土地を購入するというのも何か非常に矛盾した現象かなというのを感じるのですが、そこら辺も含めて、どうせ貸すのであれば、今例えば市がまとまって持っている別の土地を、これどうぞ使ってくださいというふうなやり方も逆にあるかなというふうに思うのですが、そこも含めて、土地がどれぐらいの広さかということも含めてよろしくお願いいたします。

○委員長（富岡 修） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 福島の事故等についても伝えてほしいというようなことでございますけれども、この原子力広報安全対策費では、緊急時対応研修とか、原子力に関する研修、あと原子力研修講座、教養講座等にも職員等が参加する予定となっております。これらの部分で当然福島第一原子力発電所の事故のことについては十分な情報を得てくるとは思っております。

また、資料収集というようなことで、福島第一原子力発電所の事故に関する部分については、そういうところでは情報収集も可能ではないかと思っております。

○委員長（富岡 修） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） まず、取得する土地の坪数はということのお尋ねで

ございますけれども、38坪でございます。

片や売る土地があるのに新たに土地を求めるのも変な話ではないかというふうなお尋ねでございますけれども、やはり売る土地というのは、今後の活用の可能性があるのかどうか等の検討を交えながら、これは遊休資産として売却していいのかどうかという検討もしながら売却に付している土地でございますので、その土地と何かに使いたいということで新たに求める土地と、これを一緒に論じるのはちょっと乱暴な話であろうというふうに思っております。

また、売る土地があるのだから、そちらのほうを貸したらどうかというふうな考え方もあるのかもしれませんが、それもやはりその借り入れをしたいという団体のさまざまな事情等もございまして、そっちを一方的にこちらのほうから、ここが余っているのだからここを使いなさいと、またそういうふうなことにもいかないものと思います。向こうからの希望があり、こちらのほうが、その希望に沿えるのかどうか、それら総合的に判断して、最終的に貸す、貸さないというふうな判断になろうかと、そういうふうに思います。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。白井二郎委員。

○委員（白井二郎） 36ページの納税組合の助成金、特に連合会の件についてお聞きします。

たしか連合会の事務局は、役所でやっていると思っております。その会議というか、全体会議といいますか、総会といいますか、単会の会長を集めた会議の席でも、恐らく担当者が出席しているのではないかなと思っておりますが、その際に今年度は46万円の予算を例年どおりつけておりますが、単会のというか、組合のほうからも1人幾らという金が連合会に行っていると思っております。その会費を値上げしてくれということを連合会のほうから組合長会議で要請があったということは本当でしょうか。まずその辺を。

○委員長（富岡 修） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） 今現在は30円いただいております。

（「だから、それを値上げ……」の声あり）

○財務部税務調整監（赤田比等史） 値上げしてくれといったのは、要請されたのは、去年、おとしです。おとしに若干上げてくれというお話はありました。現在は30円ずつ、1人につきいただいております。

○委員長（富岡 修） 白井二郎委員。

○委員（白井二郎） おとしがあったという話、去年ではないということですか。何か私が聞きますと、去年組合長会議で上げてくれと。というのは、なぜ私がこのようなことを聞くかといえば、45万円の連合会の補助金があるわ

けです。ということは、この内容は連合会の組織強化を図るためということで、実際的には研修旅行を1回やって、総会をやって大体終わりという感じになっていると私は認識している。それはそれで結構なのですが、今現在どこの組合も組合員数が減っております。また、当然組合員数が少なくなるということは、集めるお金も当然少なくなると。当然少なくなれば、補助金も少なくなると。各組合も、いろんな面で大変苦慮しているのも実際でございます。現在来年度からは、コンビニとかその辺でも納めることができますし、今後ますます組合員数は激減していくと思っておりますが、やはりこの辺を踏まえて、各組合に対しましては、今後余り負担をかけないで、一生懸命ある程度ボランティアで集めておりますので、その辺のところも配慮して、会議がありましたら、値上げといった連合会が吸収するのではなく、連合会のほうからも何とか単会のほうへ、組合のほうへ頑張ってくださいということ行政のほうからも何とかお話があれば、私もよろしいと思っておりますが、その辺のところはどのように考えているのでしょうか。

○委員長（富岡 修） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） ぜひ白井委員のご要望におこたえしたいと思います。実際納税組合は年々減っております。ただし、減っておりますけれども、集金力といいますか、大体国保税も合わせて6億5,000万円ですか、それぐらいの税金を集めていただいておりますので、行政評価なんかで納税組合に対する補助金がちょっと多いのではないかと、25%ですか、予算書にもありますけれども、多いのではないかとのお話もございしますが、我々事務方にすれば、まだまだ頑張ってもらいたいというのが現状でございます。ただ、それぞれの納税組合は、何せ高齢化になっておりまして、集金して歩けないとか、そういう状況で年々減っております。そのために、減るのはしょうがないのですけれども、税金を納めやすいように委員おっしゃったように、郵便局で納められるようにするとか、コンビニで納められるようにするとか、いろいろ私たちも考えております。それで、減っている納税組合ですけれども、今後まだまだ頑張っている程度のことにはやっていただきたいと期待しております。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。上路徳昭委員。

○委員（上路徳昭） 先ほどもちょっと出たのですけれども、電気自動車用急速充電器設置事業費、これは今この状態では余り意味がないと思われる事業かもしれないのですけれども、これ多分あと数年先になれば非常に意味がある大きな事業だと思っております。長期総合計画の中で平成25年度からは予算がついていない状況になっておりますけれども、今回川内のシェルフォレ

スト川内駐車場内に設置して終わりということではよろしいのでしょうか。

○委員長（富岡 修） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） ただいま上路委員、長期総合計画そのものではなくて実施計画のほうかと思えますけれども、急速充電器につきましては、できれば下北一周ぐらいできるような形で随所随所に充電器があればいいなというようなことで頑張っているところがございますけれども、北通りのほうについては、風間浦村さんとか大間町さんとか佐井村さんとかという他自治体の部分もございますので、なかなか積極的にそちらのほうにもお願いするというようなこともできない状況でございます。気持ちとしては、半島を一周できるような形で充電器を設置したいなというようなことではございますけれども、現在実施計画のほう、平成25年度にのっていないというようなことではありますけれども、できればその次でものせていきたいなと考えております。

○委員長（富岡 修） 上路徳昭委員。

○委員（上路徳昭） 今回川内にも設置するというので、それはすごくいいことだと思うのです。皆さん私よりもはるかに旅行者の方々と触れていると思うのですけれども、私の中では旅行者に触れたときに、まずこの下北に来るとなったときに、電気自動車を利用して観光に来るという方をメインターゲットにしている事業だと思うのですけれども、少なくとも私が接している観光者のほとんどが、まず下北に来て恐山に行くとかで、その次は大間町に行ってマグロを食べて帰ってくるというのが結構多いのです。今回川内に設置するのも悪いことではないのですけれども、まずは優先度的に考えれば、今回事業費がちょっとなかったというだけでちょっと言ったのですけれども、自分は車が好きなので、基本的に大体1回の80%の充電で百五、六十キロ今の技術できっと行けると、たしかそうだったと思うのですけれども、確かに大畑に設置したほうがいいのではないかというふうなのが1点あるのですけれども、横浜町にあつて、むつ市で充電して、そのまま大間町に行つて帰ってくるというような一周旅行というか、それも考えたときに、大畑にもあつたほうがいいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（富岡 修） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） むつ地区から大畑地区、25キロぐらいというようなことではございますけれども、多ければ多いほうが旅行者等もよろしいかと思えます。七戸十和田駅、七戸町のほうでもかなり電気自動車のほう、力を入れておりまして、七戸町のほうにも充電器があるというようなことではございますので、半島内に幾つかあればよろしいかと思えますが、大畑のほう

についても検討させていただきたいと思います。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。東健而委員。

○委員（東 健而） 先ほどの濱田委員の関連質疑になると思いますけれども、人事管理費の中、30ページ、この説明の中に臨時職員管理費というのがございます。この管理費が5,628万8,000円ですか、相当金額にしても多いわけですが、この中身はどういうふうなのに使われているのか。

そして、この職員の待遇ですけれども、継続して雇用されているのか、それとも単年度で雇用が打ち切られているのか、まずそのところをお伺いいたします。

○委員長（富岡 修） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 臨時職員の賃金の部分でございますけれども、ここで見ておりますのは事務補助、あるいは育児産休代替、病休代替の52人分をここでは見ております。そのほかに時間外手当とか通勤手当等を含めまして5,600万円余りというようなことでございます。

任用につきましては、原則6カ月というようなことで、6カ月、そして6カ月の1年が最長というようなことで対応してございます。ただ、職種によっては専門的な部分、あるいは資格を持った部分というようなことがございますので、それ以上に雇用している方もございます。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） 東健而委員。

○委員（東 健而） この臨時職員の管理費については、余りにも金額が大きいなと思いましたので、お尋ねしたわけですが、そのほかに各分庁舎のほうにも、このような臨時職員賃金というのが計上されています。この中でもやはり同じような経費だと思えますけれども、平成24年度の予算の中にスポーツ推進委員とかいろいろな臨時職員の予算を持ってございますけれども、これとの関連性はないわけですか。

○委員長（富岡 修） 総務政策部政策推進監。

○総務政策部政策推進監（花山俊春） 東委員の臨時職員の雇用に関する部分ですけれども、まず先ほどお話に出ましたスポーツ関連の委員ですか、審議会、そういう方々は非常勤の特別職というふうなことでござりますので、報酬で各款項目のところで盛られている職員になろうと思えます。

それで、人事管理費のほうで盛っております賃金、それから各款項目で盛られている賃金、それはそれぞれの部署部署で事業とか抱えております、その関係で雇っている臨時職員というのもございますので、その事業費の中に充てるためにその款項目に盛っているという部分もございます。先日もちょ

っと説明した部分あったかと思えますけれども、平成24年度におきまして、市役所の中、教育委員会とか企業局も含めると、臨時職員として雇用されている方が270名ちょっとということになりますので、全部の款項目を足していけば、それくらいの人数の措置をしているということになるわけです。

- 以上です。
- 委員長（富岡 修） 東健而委員。
 - 委員（東 健而） 臨時職員の数を問題視しているわけではございませんけれども、ただ私は最近いろんな面で臨時職員をふやそう、そして雇用のための対策を考えようという本市の取り組みについては大変評価しているものですが、ただその人数が多くなればなるほど、この公務員ということに対しての守秘義務というのが生まれてくるわけです。そのための本市の対策、臨時職員を採用した場合のその守秘義務に対する対策というのはどのように管理されているのでしょうか。
 - 委員長（富岡 修） 総務政策部政策推進監。
 - 総務政策部政策推進監（花山俊春） 臨時職員等の守秘義務に関してのお尋ねかと思えます。

地方公務員は特別職と一般職に分けられております。地方公務員法が適用になるのは一般職でありまして、地方公務員法の中で公務員は守秘義務を課されているわけです。臨時職員の場合は、その地方公務員法が適用になる一般職でございますので、あえてうたわなくても法的には守秘義務はもう雇用の都度課されていると、そういうふうなことでございます。もちろん本人のほうにも雇い入れの通知が出されますけれども、そういう中でも守秘義務があるのだよということはおたっております。

もう一つの特別職のほうに関しては、先ほど申し上げましたように、各調査とかに当たる審議会の委員とか、そういう方々が当たりますけれども、非常勤の特別職の方々については、地方公務員法が適用になりませんので、任用の通知または要綱とか条例の中で、その守秘義務を課するような条項を設けておたっております。

- 委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（富岡 修） 質疑なしと認めます。

これで第2款総務費についての質疑を終わります。

ここで午後3時15分まで暫時休憩いたします。

午後 3時05分 休憩

午後 3時15分 再開

○委員長（富岡 修） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第3款民生費について、理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） それでは、第3款民生費のうち保健福祉部で所管しております項目についてご説明いたします。予算書40ページをごらんいただきたいと存じます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費であります。社会福祉総務費は、一般職員30人分の給与、民生委員児童委員の活動費、市社会福祉協議会への活動費補助金、下北地域広域行政事務組合負担金等にかかわる経費が主なものでございます。職員30人分の人件費及び下北地域広域行政事務組合の負担金、社会福祉協議会への補助金などで全体の96.5%を占めております。予算計上額は、4億3,808万6,000円となり、対前年度比較で126万2,000円の減となっております。これは、保健福祉部職員の人件費と下北地域広域行政事務組合の人件費でそれぞれ増減がありましたものの、結果的に相殺され、若干の減となったものでございます。

次に、第2目障害福祉費であります。障害福祉費は、身体障害者、知的障害者、精神障害者のいわゆる3障害の自立支援に向けた各種福祉サービス等に要する経費と重度心身障害者医療費助成事業などに要する経費が主なものであります。実質的には、20節の扶助費で全体の93.5%を占めております。予算計上額は13億2,732万9,000円となり、対前年度比で1億7,442万4,000円の増となっております。これは、旧体系の入所施設が新体系への移行による支給量の増加、法改正によって県から権限移譲される新規サービスの支給量の増加などによるものであります。

次に、41ページをごらんいただきたいと存じます。第4目民生社会費であります。民生社会費は、防犯団体や青少年の健全育成団体にかかわる経費でありまして、当該団体等への助成が主なものであります。予算計上額は183万3,000円となり、対前年度比較で6万8,000円の減となっております。これは、当該団体への補助金等の減によるものであります。

次に、42ページをごらんいただきたいと存じます。第9目障害程度区分認定審査会費であります。障害程度区分認定審査会費は、障害者自立支援法の施行に伴い、下北圏域5市町村で共同設置した障害程度区分認定審査会に要する経費で、認定審査会委員の報酬及び一般職員2人分の人件費が主なものであります。予算計上額は1,990万円となり、対前年度比較で360万円の減となっております。これは、主に人件費の減によるものであります。

次に、43ページをごらんいただきたいと存じます。第2項老人福祉費、第

1目老人福祉総務費であります。老人福祉総務費は、一般職員15人の給与、老人福祉にかかわる各種サービスの事業委託料、老人クラブ連合会及び単位老人クラブに要する負担金補助及び交付金、介護保険施設改修事業費、さらには老人ホーム入所等に要する扶助費及び介護保険特別会計への繰出金に要する経費であります。予算計上額は10億5,856万3,000円となり、対前年度比較で1,963万2,000円の増となっております。これは、主に人件費の増によるものであります。

次に、第2目老人憩の家管理費であります。老人憩の家管理費は、福寿荘、禄寿荘、長寿荘、いわゆる老人憩の家3カ所の維持管理及び臨時職員に要する経費であります。予算計上額は1,249万6,000円となり、対前年度比較で17万6,000円の増となっております。これは、3カ所の老人憩の家に設置しておりますAED、いわゆる自動体外式除細動器のバッテリー及びパットの交換をすることによるものであります。

次に、44ページをごらんいただきたいと存じます。第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費であります。児童福祉総務費は、一般職員17人分の給与、放課後児童健全育成事業、通称なかよし会の指導員31人分の賃金及び運営費、さらにはひとり親家庭医療費助成事業、ファミリーサポートセンター事業等に係る経費を計上いたしております。予算計上額は、2億3,125万2,000円となり、対前年度比較で1,369万8,000円の減となっております。これは、主に人件費の減によるものであります。

次に、45ページをごらんいただきたいと存じます。第2目子ども手当等措置費であります。子ども手当等措置費は、文字どおり子ども手当の支給に要する経費であります。予算計上額は8億1,340万2,000円となり、対前年度比較で2億3,484万9,000円の減となっております。これは、制度内容の改正に伴う支給額等の変更によるものであります。

次に、第3目児童扶養手当措置費であります。児童扶養手当措置費は、母子世帯、父子世帯等の生活の安定と自立の促進を図るために支給する児童扶養手当とその支給事務に係る経費であります。予算計上額は4億902万円となり、対前年度比較で1,059万7,000円の減となっております。これは、対象児童の減少と支給手当額の改定による減額によるものであります。

次に、第4目少年センター費であります。少年センター費は、むつ市少年センター規則に基づく少年センター運営事業に係る経費で、少年指導員の街頭巡回指導等の報酬と旅費が主なものであります。予算計上額は160万5,000円となり、対前年度比較で4,000円の減となっております。

次に、第5目保育所総務費であります。保育所総務費は、保育所の入所決

定等の事務にかかわる経費であります。予算計上額は46万7,000円となり、対前年度比較で132万4,000円の減となっております。これは、保育システム機器の保守対応期間が終了したことによる業務委託料の減額によるものであります。

次に、45ページから46ページをごらんいただきたいと存じます。第6目保育所費であります。保育所費は、公立保育所4カ所の職員32人分の給与と臨時職員25人分の賃金及び運営費並びに法人立保育園への運営費に要する経費であります。ちなみに、平成24年度の認可保育所の設置状況は、公立保育所が4カ所、法人立保育園が11カ所となっております。予算計上額は12億2,419万4,000円となり、対前年度比較で1億58万9,000円の減となっております。これは、人件費の減と民間保育園改築への助成がなくなったことによるものであります。

次に、第7目児童館費であります。児童館費は、大畑地区にあります児童厚生施設の中島児童館、湯坂下児童館、正津川児童館3館の管理運営に要する経費で、臨時児童厚生員の賃金、遊戯施設、消防用設備等の点検業務委託料が主なものであります。予算計上額は1,846万5,000円となり、対前年度比較で48万2,000円の増となっております。これは、臨時児童厚生員の人件費の増によるものであります。

引き続き46ページから47ページをごらんいただきたいと存じます。第4項生活保護費、第1目生活保護総務費であります。生活保護費は、生活費や医療費に困窮する被保護者の生活保護申請等に係る経費、一般職員21人分の給与及び生活保護事務に要する嘱託医の報酬などの経費であります。予算計上額は1億5,219万6,000円となり、対前年度比較で47万7,000円の減となっております。これは、主に人件費の減によるものであります。

次に、第2目扶助費であります。生活保護扶助費は、生活費や医療費等に困窮する被保護者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するための経費であります。予算計上額は22億3,733万6,000円となり、対前年度比較で2,251万3,000円の増となっております。これは被保護人員の増に伴う生活扶助、医療扶助等の増によるものであります。

以上が保健福祉部で所管しております民生費の予算案であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（富岡 修） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） それでは、41ページをお開き願いたいと存じます。

第3款民生費、第1項社会福祉費についてでございます。第3目国民年金費からご説明をいたします。予算額は12万8,000円で、前年度と同額になっ

てございます。これは、国民年金の資格取得及び年金の裁定請求など、各種届出の受理等の法定受託事務と広報や各種相談の窓口対応など協力連携事務に要する経費で12万8,000円を計上したところでございます。

次は、1目飛びまして、第5目交通安全対策費でございます。予算額は995万8,000円で、前年度と比較して29万5,000円の減となっております。交通安全対策費の主なものは、交通整理員の報酬等の経費として632万8,000円、交通安全の啓発、交通災害共済、設備の維持管理費など、交通安全対策の経費といたしまして238万1,000円、交通安全団体への補助金124万9,000円でございます。

次に、第6目交通広場管理費でございます。予算額は398万6,000円で、前年度と比較し96万円の増となっております。児童・生徒の交通安全意識を高めるための交通広場管理費でございますが、主なものとして、外部委託するための経費267万7,000円、自転車、バッテリーカー等備品購入費81万6,000円でございます。なお、増額となっておりますのは、交通安全視聴覚教材等の購入が主な内容でございます。

次に、第7目公害対策費でございます。予算額は469万7,000円で、前年度と比較し、241万1,000円の増となっております。公害対策費は、これまでの公害対策審議会及び河川等の水質検査に関する経費のほか、新たに騒音や振動対策業務が加わったことによります経費として11万7,000円、市内の河川等の水質検査に要する経費として178万9,000円、自動車騒音や悪臭など、測定経費といたしまして249万4,000円となっております。主なものとしたしましては、公害対策審議会運営経費11万7,000円、市内23河川の水質、田名部川の底質及び陸奥湾の海水調査の検査委託経費178万9,000円、悪臭公害測定検査費として7万7,000円、さらに平成24年度から騒音、振動、悪臭、公害規制が市に移譲されることになり、その中で自動車騒音の常時監視が必要となりましたことから、常時監視業務委託料として241万5,000円を計上してございます。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長大畑庁舎産業建設課長（若松 通） それでは、第3款民生費のうち総合福祉センター管理費についてご説明申し上げます。予算説明書の42ページをごらん願います。

第8目総合福祉センター管理費でございます。総合福祉センター管理費は、施設の維持管理のための経費でありまして、主なものは11節、消耗品、光熱水費等の需用費1,423万5,000円、13節、施設維持管理、設備の保守のための

委託料960万6,000円、15節、冷温水器発生機の分解整備のための工事費501万2,000円であります。

次に、44ページをごらん願います。第2項老人福祉費、第3目老人福祉センター管理費でございます。老人福祉センター管理費は、施設を維持管理するための経費でありまして、主なものは11節、消耗品、光熱水費、修繕料等の需用費180万7,000円、13節、施設維持管理のための委託料293万円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（富岡 修） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 44ページの児童福祉総務費の放課後児童健全育成事業、なかよし会のことですが、これは31人分の人件費を計上されているということですが、この31人はどういう身分になっているのか。正職員になっているか、臨時の対応かというのをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、45ページの保育所費の病後児保育事業が前年度の大体半分です、240万円ということで減らされているのですが、これなぜ減らされているのか。需要が結局なかったということなのかどうか、ちょっと理由をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（富岡 修） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 2点ほどのお尋ねかと思いますが、まず通称なかよし会につきましては、身分上は臨時職員ということになっております。

2点目につきましては、担当課長のほうからお答えさせます。

○委員長（富岡 修） 児童家庭課長。

○保健福祉部児童家庭課長（山中 勝） 今の横垣委員のお尋ねですけれども、病後児保育事業につきましては、利用人数によって補助金が違ってきますので、昨年と変わっています。

以上です。

○委員長（富岡 修） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 最初のほうのなかよし会のほうですが、臨時の対応だということで、臨時ということだと、みんな労災とか社会保険はそれなりに入っていると思うのですが、そこのところもちょっと確認したいのですが、何か聞くところによると、そこに従事していた方がけがをしたと、そしてけがをして、それを労災申請しようとしたら、それ全部お金は父兄持ちになるよとかと言われて労災申請をとめられたというふうな話を聞きましたもので

すから、そういうことに結局なるのか、職場でけがをした場合は、そういうことになるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

そして、2点目の病後児のほうですが、できればもっと予算をふやして、実施箇所もふやしてほしいなというふうに私は思っているのですが、私の知り合いのお子さんも、結局風邪引いたということになれば自宅に帰されるのですよね、みんな。結局父兄さん方の負担になってしまっているということで、私はそれなりの需要はあるのかなというふうに思っていましたので、そういうのに対応できるような体制に現在はなっているものかどうか。そのところ、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○委員長（富岡 修） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） まず1点目についてお答えいたします。

臨時職員という扱いでございますけれども、先ほどの第2款のほうの審議の中でもお話がございましたように、我々職員と同等の条件として雇用しております。したがって、横垣委員がおっしゃいました事例につきましては、詳細はちょっとわかりかねますけれども、公務災害というふうな形で処理したものと思われまます。

また、もう一点のほうですけれども、現在はいわゆる小学校あるいは中学校の空き教室を利用した形でやられております。現在は、もう市内の小学校はほぼやられている状況にありますので、今後そういうニーズ等がもし確実に見込まれるようであれば、教育委員会のほうとも連携しながら対策はとっていかねばならないというふうには思っております。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 介護にかかわる部分でお尋ねいたします。

24時間巡回型サービスだということで、新しい事業だということで始まると思うのですけれども、これに手を挙げる施設はございますでしょうか。

○委員長（富岡 修） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 現在のところ、先月でしたか、1事業所で地域限定という形でご相談にいらっしゃった事業所があります。まだ確実に事業を開始する云々という話には至っておりませんが、積極的な意思があるというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） 工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 単純な質問なのですが、これをやるという事業所がなかったら、これ市の事業としてどうなのでしょう。

○委員長（富岡 修） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） お答えします。

実は、24時間巡回型サービスにつきましては、今回の介護報酬等で目玉の一つとして国が非常に推進している事業であります。しかしながら、この事業に1つ大きなデメリットがありまして、運用的なもの以外でデメリットがありますけれども、それをまず申し上げますと、報酬が定額、要するに月額で定額だと。つまり何回訪問しても介護報酬が同じだというのはちょっとデメリットとして考えられます。あとは、間接的な運営という話になりますと、当然地域的な問題があります。遠距離、例えば距離がかさめばかさむほど当然ガソリン代、油の諸経費等がかかりますから、そういう面でのコスト面で事業所側で手を挙げるかどうかという部分では非常に不安があります。したがって、そこの部分を例えば直営でということになりますと、これはますます今人員のスリム化も図られていますので、なかなか立ち上げるというのは難しいものではないかなというふうには考えております。

いずれにいたしましても、24時間巡回型サービスにつきましては、在宅サービスのメニューが1つふえるという意味合いにおいては、非常に私どもも今後考慮していかなければならない事業というふうな認識は持っておりますけれども、その辺あたり自前でやるということはなかなか現実的に難しいものがあるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 44ページの第3項児童福祉費ですけれども、第1目の児童福祉総務費のところに児童虐待・DV対策等総合支援事業費とありますけれども、この事業の内訳を教えてください。これが1点。

次に、45ページ第3目の児童扶養手当措置費ですけれども、父子世帯数と母子世帯数の数をお知らせください。

次に、47ページの第2目扶助費ですけれども、生活保護費が22億3,732万6,000円計上されておりますが、何世帯で何名かをお知らせください。

○委員長（富岡 修） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 児童虐待・DV対策の事業につきましては、現実的には事例はそんなにあるものではございません。また、あつてはいけないものでございます。ただ、実際的には要保護児童対策協議会等、そういう運営の会議を設置いたしまして、またケース会議等も開きながら、リアルタイムにケース、ケースに対して対応しているということで、その経費というふうなことになります。

あとの何か数点のお尋ねについて、それぞれ所管の担当課長より答弁いたさせます。

○委員長（富岡 修） 児童家庭課長。

○保健福祉部児童家庭課長（山中 勝） 濱田委員にお答えいたします。

母子家庭の児童扶養手当の世帯数は853件となっています。

以上です。

○委員長（富岡 修） 生活福祉課長。

○保健福祉部副理事・生活福祉課長（工藤利樹） 扶助費の積算に係る被保護者の来年度の想定人数でございますが、この扶助費は8種類ありまして、それぞれで積み上げてございます。主な扶助費が生活扶助費、医療扶助費、それぞれ人数が違うのですが、それぞれで計算しまして、粗々で申し上げますと、おおよそ世帯数で1,300程度になろうかと思えます。それから、人員で申し上げますと、今現在1,777人程度でございますが、それと同等程度かなというふうに想定しております。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） DV対策事業ですが、まだ件数はそんなにないということですがけれども、事例としては平成23年度はどういう形がありましたか。また、児童委員等もいると思うのですがけれども、連絡体制とか、そういう協力体制はどのようになっていますでしょうか。

○委員長（富岡 修） 児童家庭課長。

○保健福祉部児童家庭課長（山中 勝） 今年度のDVの相談等は5件であります。児童虐待も5件であります。

以上であります。

○委員長（富岡 修） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 通報等はどういう状況の中で児童虐待が発見されましたでしょうか。

○委員長（富岡 修） 児童家庭課長。

○保健福祉部児童家庭課長（山中 勝） 民生委員からの直接のお電話や一般市民からの電話もあります。それと、あとは児童相談所のほうからのお話もあります。

以上です。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 43ページの長寿社会づくりソフト事業費交付金と青森県地域支え合い体制づくり事業費補助金について質疑させていただきます。

まずは、敬老会の開催事業のニーズを調査するという事業で210万円つけておりますが、具体的に何をするのか。調査するだけでこんなにお金がかかるのか、ちょっと不思議ですので、お答えを願いたいと思います。

次は、健やかコミュニティモデル地区育成事業費補助金という真新しい事業で、これは財団法人地域社会振興財団からの100%補助になっておりますが、事業の内容が下北半島キッズスキースクールIN釜臥パート2となっております。世代間交流ということでありますが、名目がキッズということで、ちょっとどういうことかなというふうに思いましたので、具体的な事業内容をお知らせください。あわせて事業主体がむつ市勇気ランド子供教室となっておりますが、この団体はどんな団体なのかお知らせください。

次に、地域支え合い体制づくり事業費補助金ということで134万円ほどついておりますが、これも具体的にどんな事業の内容なのかを説明願うのと同時に、事業主体が生活・介護サポーター連絡協議会となっております。これは、どんな団体なのかお知らせ願います。

○委員長（富岡 修） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） お答えいたします。

まず、敬老会の開催事業のニーズ調査費ということでございますけれども、これは先般の議会の一般質問で鎌田ちよ子議員からもご質問が出ておりましたけれども、それとはまた別に市で行っている行政評価というものがあわせて、その部分でも敬老会の見直しというふうな提言がなされております。といいますのは、現行の敬老会のやり方の中で出席率が30%を切っているというふうな状況もありますので、まずそのやり方でいいのか。また、75歳以上の方全員の敬老を祝うという趣旨からして、70%の方、いわゆる声なき声を、切実な声を聞きたいという趣旨でもってアンケートを行うということで予算計上したものです。主な経費といたしましては、高齢者ということもありまして、往復はがきでもってアンケートをしたいなと思っております。その郵便料が主なものでございます。対象者が意外と多くて9,053人ぐらいというふうに見込んでおりますので、それだけで211万円いくというふうなことになります。

それから次に、健やかコミュニティモデル地区育成事業費補助金ということですが、これは予算補助金等関係資料の参考資料にも掲載しておりますけれども、その中で釜臥パート2ということで、今年度もやられている事業でありまして、冬場に釜臥山で子供、要するに老若男女問わずコミュニケーションを図りながら子供の育成、コミュニティの育成を図るという趣旨のもとにやられる事業ということで、これやられている実施主体がむつ市

勇気ランド子供教室ということで、千葉喜勢子さんという方が代表となっております。ただ、この財源につきましても、これは財団法人の地域社会福祉振興団より100%補助というふうなことで事業として効果的というふうなことで予算計上いたしております。

それから、青森県地域支え合い体制づくり事業費補助金でございます。これにつきましては、平成23年度までは地域支援事業ということで、いわゆる介護保険の特別会計の中で一定の持ち出しでもって事業を展開しておりました。しかしながら、この事業も100%補助を受けるというふうな有効的な財源活用が図られることがうちのほうでわかりましたもので、平成23年度に引き続き改めて支え合い体制づくり事業費補助金ということで実施したものであります。

内容といたしましては、生活介護サポーター連絡協議会というのがありまして、ここが実施主体で30人ほどで構成されておりまして、いろいろ道路等のごみ拾い、あるいは昨今話題になりました除雪サービス等の支援もしたいというふうな旨を伺っております。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） まず、そのニーズ調査の郵便代で約210万円ぐらいほとんどかかるだろうという話でしたが、アンケート調査もそうなのですが、書き物を答えて送り返してくださいということをやると、返信してくれない、または記入が正確でない、さらに記入してくれたものの内容がよくわからないということで、また同じような繰り返しになるのが通常のパターンだと思います。本気にこの敬老会をどうしたらいいかと、敬老会のあり方について前向きに何かをしようというふうな考えがあるのであれば、やはり職員の皆さんは一々敬老会の会合またはその集まりごとに出て行って汗を流すと、生の声を聞いてくるというふうなことが経費の節減でもありますし、実際実になるというふうに思いますが、事務的にやりとりすることについて、私の話を聞いてどのように思うのか、再度お聞きしたいと思います。

あとは、健やかコミュニティモデル事業釜臥パート2、今年もやったから来年度もということではありますが、これはただのスキー教室ですよね。違いますか。100%補助だから来年度もやってもらおうと、補助金がつくので継続しようというふうなことだと思いますが、確かにお金を地域に落とすということは悪いことではないと思いますが、実際では職員の皆さんが本当にどんな事業をされていて、それが有効活用されているお金なのかということを確認しているのかということが疑問になります。今の部長の答弁ですと、具体

的にどんなことをしているのかよくわかりません。もう一度お答えを願いたいと思います。

あわせて、支え合い体制づくり事業費補助金も、去年もやったということではありますが、具体的にどういうことなのか。ごみ拾いとか雪かきはボランティアでも、お金がなくてもできると思います。もしこのお金が違うものに使えるのであれば、当然検討が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（富岡 修） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 敬老会の開催事業のニーズ調査の再質疑にお答えいたします。

現状の敬老会につきましては、社会福祉協議会のほうに委託しております。したがって、社会福祉協議会の職員から事業が終わった後、当然実績報告等もいただいておりますので、その部分で問題点等ないのかというふうなことを我々としては一定のチェックをしているというふうなことです。そういう意味では、確かに我々自らが汗をかいていないと言われれば、確かにそれも一理ありますけれども、そういう意味では我々も敬老会、私もたまたま市長の代理で行く場面もありますので、そういう部分も含めまして、何らかの形でこちらからも顔を出すというふうなことを思慮していきたいと考えております。

あと、それから残りのお尋ねにつきましては、ちょっと私のほうでも言葉足らずだった部分もあるかと思いますので、担当課長からお答えさせます。

○委員長（富岡 修） 介護福祉課長。

○保健福祉部介護福祉課長（井田敦子） それでは、お答えいたします。

健やかコミュニティモデル地区育成事業費補助金のことですけれども、この事業は、平成23年度申請しまして、そしてこの名前が長寿ソフト事業費補助金というのですけれども、高齢者とそれから子供、世代間にわたって交流するという、そういう目的の事業です。そして、その目的に合って、経費もこの補助金に当てはまるということで財団法人のほうで採択されたわけです。それをまた来年度申請しまして、そしてこれは採択になるかどうか、今の時点ではわかりませんが、まず予算として計上しました。

中身なのですけれども、子供たち20人とか30人とかいるのですけれども、高齢者、65歳以上の方が指導的な立場で子供たちに教えながら、はっきりした回数はわかりませんが、6回くらいそういうスキー教室を行って、世代間交流を図るというような中身です。

そしてこれは、事業が終わると実績報告という形で市のほうでも精査しております。

次が、地域支え合い体制づくり事業のことなのですけれども、この事業の中身ですが、生活介護支援サポーターというのを平成21年度、平成22年度の2年間で養成したのです。これも補助金を使って養成した方々なのですけれども、その活動が平成23年度から始まりまして、今自主的に組織を立ち上げるところまでいきました。そして、先ほども申し上げたようにごみ拾いだとか除雪もこれからできるかもしれないというところまでいっております。そして、平成24年度の事業なのですけれども、地域包括支援センターの地域活動というのがあるのですけれども、そこに参加して高齢者の居場所づくりを行う、それからもう一つは市内7カ所の集会所で介護予防の活動をするということで、その活動費としてこの補助金を使うということです。

以上です。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。中村正志委員。

○委員（中村正志） 生活保護費、扶助費についてであります。扶助費年々伸びております。予算に占める割合も非常に高いものになっておりますが、この扶助費の低減のための対策や取り組みはどのように行っておりますか。また、言葉は悪いですが、不正受給防止のための対策、取り組みはどのようにしておりますか。

○委員長（富岡 修） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） お答えいたします。

対策といいますが、なかなか抜本的な対策というのはございません。いわゆる社会の写し鏡とも言える生活保護というふうなことの側面もありますので、なかなか決定打はございませんけれども、今市でやっている施策ということで一つ言えば、就労支援員というのを設置いたしまして、ある程度その被保護者の状況等を確認し、絞り込みをいたしまして、ハローワーク等へつなげる事業を展開しております。

あと、実際的な効果等につきましては、担当から補足説明いたさせます。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） 生活福祉課長。

○保健福祉部副理事・生活福祉課長（工藤利樹） お答えします。

就労支援に係ります具体的な中身でございますが、今現在就労支援の対象になり得る方が150名おります。この150名の中の内訳ですが、そもそも稼働年齢にある方ということでございますが、稼働年齢にありながら、その中で阻害要因のある方が非常に高うございます。この阻害要因、疾病、それから障害等になりますが、結果的に直接の就労支援で就職に結びつきそうな、現実的に頑張っていたら何とかなりそうだと、それから将来的に生活保

護費の削減になるというような方が10名という数字が今現在の正直な数字で
ございます。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） もう一点、不正受給に対する対応というふうな
ことでございますけれども、基本的には例えば関西の圏域であるような暴力
団が介入しているようなケースというのはほとんどございません。ただ、実
際そういうふうな方とおぼしき場合は、すぐ警察等から照会をいただきまし
て、それなりの組織を脱退したのかどうか確認したうえで対処しております。

また、実際生活保護を受けている途上でいろんな形で不正な受給が発覚し
た場合は、法に基づきまして、生活保護法でいうと第63条あるいは第78条と
いう法律になりますが、そういう法にのっとりまして、費用の返還、徴収を
いたしております。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 中村委員と同様のお尋ねでありますけれども、生活保
護費の扶助費につきまして、毎回予算審査特別委員会では質疑になるわけ
ですけれども、全国的な問題になっています。特に3.11以降の震災以後は急激
に増加しているというふうな形で報道等もされておりますし、その中で若年
層が特にふえていると。各公共団体であれば、財政負担もかなり大きくなっ
ていると。そこで、むつ市の現状につきまして、ここ二、三年の推移、増加
傾向はわかりますけれども、人数なりパーセントがありましたら、二、三年
程度で結構ですから、伺いたいと思います。

○委員長（富岡 修） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） お答えいたします。

まず、3.11以降の動きということで申し上げますと、被災地からむつ市に
来られまして、生活保護を申請したケースは1件もございません。ただ、若
者の部分につきましては、明確な分析というのとはしておりませんが、
特にそれは普通の一般論としてもいわゆる仕事を失って生活保護を申請せざ
るを得ないというふうな事情は数年前からありますので、特に3.11以降特化
してそれがふえたとかという傾向はないものと認識しております。

あと、保護費の保護率等の状況につきましては、担当から説明いたさせま
すけれども、まず直近の数字につきましては、保護人員は1,747人、保護率
は28.84パーミルと、要するに1,000人当たりでこのぐらいいるというふうな
ことになります。過去二、三年の推移につきましては、担当よりご説明いた

させます。

○委員長（富岡 修） 生活福祉課長。

○保健福祉部副理事・生活福祉課長（工藤利樹） 過去二、三年の生活保護の世帯数、人数、保護率でございますが、平成21年末以降をお話しいたします。平成21年度は、世帯数が1,178世帯、人員が1,664人、保護率は26.12パーミル、それから平成22年度ですが、世帯数が1,212世帯、人員が1,698人、保護率が27.94パーミル、それから平成23年度、今年度の8月末ですが、世帯数が1,260世帯、人員が1,757人、それから保護率が28.99パーミルというふうなことで、少しずつでございますが、伸びてきてございます。ただ、今年度の傾向といたしまして、昨年度末より人員が今現在減っております。そういう傾向にもございます。

以上です。

○委員長（富岡 修） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 先ほどの説明、就労の可能性のある方10名という説明ありましたけれども、今まで不正受給というふうな言葉を使うのはなんですけれども、追跡調査等は市としては行っているのか。それから、一たん受給した方が働くなどして受給しなくなった例というふうなことは何件かあるのか、その点について伺います。

○委員長（富岡 修） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 追跡調査についてのお尋ねと思えますけれども、例えばパチンコ屋さんに出入りしているとかというのがありますけれども、それについても例えば我々が公務中にパチンコ屋さんには張りつくということもなかなか難しいものがあります。というのも、またパチンコ屋さんに対する営業妨害というふうな部分もございますので、なかなか難しいものがあります。

また、夜間、その保護者を待ち伏せしたり張ったりするというのもなかなか現実的にはハードワークになりますので、職員の構成上、それもまたいかなものかという視点もございますので、そこら辺はある程度訪問の頻度を重ねて、相手の状況等を観察しながら見きわめているという状況にありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（富岡 修） 生活福祉課長。

○保健福祉部副理事・生活福祉課長（工藤利樹） 就職に結びついた例でございますが、先ほどの10名のうち1名、最近ハローワークとの連携により何とか就職できてございます。

それから、平成22年度の実績でございますが、就労につながる支援をする

べき扶助費、生業扶助費でございますが、この中で危険物取扱者が昨年度は4件、それから電気通信工事責任者の資格のために支給している方1件、それからボイラーマン1件、2級建築士定期講習1件、それから高等技術専門学校1件、それから主に高校卒業生でございますが、運転免許証7件というふうなことで、これが直接将来的な就労のために支給されているというふうなことでございます。

以上です。

- 委員長（富岡 修） 佐々木隆徳委員。
- 委員（佐々木隆徳） 先ほどの部長の答弁ですけれども、つい二、三日、テレビの報道の中で、日曜日だと思いますけれども、たまたま一つの大阪の例ですけれども、私今言っているのは、むつ市でやれというふうな話ではありませんから。警察のOBを再雇用して、パチンコ屋、また遊技場といいますが、そういったところに出入りしているというふうな密告、投書等があり、それで調査しているというふうな内容の報道番組がありまして、その旨で今お尋ねしたわけですけれども、そこで社会状況等もありますけれども、今後の受給者の見通し等について、市としての考え方を伺いたいと思います。
- 委員長（富岡 修） 保健福祉部長。
- 保健福祉部長（松尾秀一） 基本的には、これは全国的な傾向かと思えますけれども、人口は減っていきます。ただし、高齢者がふえていくという中で、では生活保護はどうなるのかという部分がございます。ですから、まだ国策として決定はしておりませんが、今盛んに社会保障と税の一体改革なる成案も出ていますので、そのあたりがどういうふうな形になるのか、私どもでは不透明な部分もありますので、言明はできませんけれども、いずれにいたしましてもむつ市の場合は合併をいたしました。そして、逆に保護率というのは実は高くなっているわけです。したがって、今後ともその部分につきましては、いろいろな形でトータルサポートを心がけながら、何とか保護を受けずに生活ができるような施策というふうなことを考えていきたいというふうに考えております。

また、先ほどの元警察官の雇用等につきましては、我々も内部協議としては考慮、協議したことはございます。ただ、身分上の問題、あるいは当然任用ということになりますと、給与的な、報酬的な話も出てきますので、そのあたりにつきましては、今後の検討課題ということで考えております。

以上でございます。

- 委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。
- 委員（半田義秋） 私も扶助費について若干お尋ねしたいと思います。

この親子のきずな、子が親の面倒を見ない、それから家族のきずな、兄弟が兄、弟の面倒を見ない、これがこの今の現代の仕組み、当然これは生活保護世帯がふえるはずです。昔なら子は親の面倒を見るのが当然、当たり前だと言われていましたけれども、今は子供たちはそんな気は恐らく私は義務としてそういう観念は持っていないと思うのです。そこで私が聞きたいのは、生活扶助費と医療扶助費、これは比例するのです。なぜかという、体が悪いから生活保護を受けるのだと。結局病院に通う、薬を飲む、結構治っても、こういう言い方は少しあれかもわからないけれども、生活保護をもらうためにはどうしてもこれは病院に行かなければダメなのです。そこで私が言いたいのは、この医療扶助の9億7,000万円、これは大体人数として生活扶助の人たちと大体同じで比例しているでしょう。その点ひとつお聞きしたい。

○委員長（富岡 修） 生活福祉課長。

○保健福祉部副理事・生活福祉課長（工藤利樹） 委員おっしゃるとおりでございます。医療扶助費、それから生活扶助費、いずれも高い割合を当然占めてございます。積算するに当たっては、この医療扶助費、実は入院、それから一般に言う外来ですが、調剤の薬局も含めてむつ市が10割の保険者になっておりますので、それが診療報酬として毎月請求がございまして、その数字、細かい数字を平均でとりましたり、それから直近、最近の伸びを見まして、それで算出してございます。

ちなみに、医療扶助費を利用する人数は、ちょっと今ここに資料なくて正確な数字ははっきりしませんが、1,300人程度が毎月医療扶助を利用しているというふうに記憶してございます。

以上です。

○委員長（富岡 修） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） あと2回質疑できるので、今度は観点を変えます。

憲法でこれは人間は最低限度の生活を保障されています。そこで、この扶助費というのが生まれてきたわけなのですけれども、最低限度の生活というのはどの程度までなものか。要するに、生活保護をもらっている人はどこまで許せるのか、生活として。例えばテレビを持てるのか、車を持てるのか、電話を持てるのか、その点をお聞きします。というのは、要するにまじめに年金を払っている人が、今2カ月で五、六万円なのです。月にすれば3万円か4万円です。それが生活保護世帯は10万円のお金をもらおうと。余りにもおかしいのではないかと言う人たちがいて、やっぱり生活保護をもらっている人の生活をつぶさに見ているわけなのです。あそこはペットを飼っているとか、そういう話まで我々の耳に入るのですけれども、そういう点については

ペットなんかというのも果たしていいものかどうか、その点ちょっと教えてください。

それから、もう一つ財産、生活保護をもらっている人は、財産はどの程度まで保有できるのか、それとも全く保有できないものなのか、その点も教えてください。

○委員長（富岡 修） 生活福祉課長。

○保健福祉部副理事・生活福祉課長（工藤利樹） お答えいたします。

どの程度の生活の状況が最低生活なのかという、まずこの点でございますが、最低生活に関しましては、憲法で規定されております。その憲法に従いまして、国民は最低生活水準を維持する権利を有するというふうなことがあります。生活保護法というふうなところに来てございます。この生活保護上では、最低生活限度というものを毎年毎年お金に換算するための基準をつくってございます。例えば1人単身世帯であれば生活費とか、ほかの扶助費をどのくらい支給するのかというふうな基準がございます。そういうふうなことをお金に換算しまして、この方の世帯が最低生活を送るためにこのくらいの額が最低生活だというふうなことで、お金にかえた形で計算することになってございます。その中で、今度は財産の部分ですが、財産に関しましては、そのお金に換算されている扶助費で計算したトータルを超えた場合は最低生活水準を維持できるというふうなことになりますので、その水準を超えているか超えていないかで要否判定をすることとになってございます。

ちなみに、例を申し上げますと、例えば今は預貯金が数万円しかなくて、最低生活水準を維持できないレベルの生活なのだけれども、後々例えば保険を解約したら200万円だったら200万円ご本人にわたるとなれば、その生活の維持をするのに足るというふうなことになりますので、長年生活保護を受けている方であれば、またそれ以上の生活保護費が支給されてございますので、それを返還金ということで返していただくことにはなりますが、その最低生活を営むための基準というのがお金で換算するようなことになってございます。

それから電話、ペット等でございますが、私たちが一般の社会生活を送るに当たって、財産とかそういうふうなのに還元できるようなものでないもので、一般的に要は嗜好品だとかぜいたく品だとかというものに当たらなければ全部認められることになってございます。

以上です。

○委員長（富岡 修） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） わかりました。要するに余り普通の生活と変わらないと

ということですね、我々の生活と。

それで、これは我々議員にも本当に言えることだけれども、この生活保護を受けるに当たって、民生委員に本当はお願いして、その民生委員が行って皆さんにお願いすると。それで後で調査をして認可がおりるとというのが手順なわけなのですけれども、私も議員、おかげさまで12年やらせていただきましたが、私どもも生活保護を受けたいから、ひとつ頼むという人も、私12年やって四、五人おりました。中には二、三人お願いしておりますけれども、いやいや笑っている場合ではない。皆そうだと思う。胸に手を当てれば必ずあるはずだ。特にそれを職にしているところ等もあるので。そういう手順を踏んでやっぱりやるべき。私も今後は襟を正してそういうことはしたくないなど、そういうふうに思っておりますけれども、この順序、手順についてひとつお願いいたします。どのようにするのか。

○委員長（富岡 修） 生活福祉課長。

○保健福祉部副理事・生活福祉課長（工藤利樹） 生活保護の給付するまでの流れですが、まず生活に困窮しているというふうな状況をご本人、また周りの方が見ます。そうすると、電話あるいは直接こちらに来られて相談、そして電話で受けてこちらのほうから行く場合もございます。その中で生活保護の先ほどお話しした最低生活水準に基準として、その方がどういう状況にあるかというふうなことをお聞きして、それで本人の申請の意思を確認した後申請していただくという流れになります。そして申請しますと、ご本人の資産とか、それから扶養親族の援助なり求めることが可能なのかというふうなことで、そういうふうなことを調査いたしまして、最終的には預貯金等も調査しまして、先ほどの生活水準に比較して、それ以下であるか、それ以上であるかで要否判定をさせていただきます。

以上です。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 45ページの保育所費についてお尋ねをいたします。

直営の保育所が現在4カ所でございますけれども、この4カ所について指定管理にするのか、それとも今後そういう予定があるか。

それともう一点は、市内に待機児童を持つ保護者がいないかどうかお知らせをお願いします。

○委員長（富岡 修） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 大瀧委員のお尋ねにお答えいたします。

公立保育所、現在むつ市の場合は新町保育所、横迎町保育所、緑町保育所、大畑中央保育所と4カ所あるわけですが、それを指定管理にしたらどうかと

いうふうな趣旨かと思えますけれども、実は現在実際に正職員として働いている保育士さんが現存しております。ということは、その辺の人事的な処遇も出てまいりますので、効率化のために指定管理というふうなことはなかなか簡単には至らない部分もあるかと思えます。したがって、その部分については将来的な方向性としては視野に考えることもあろうかと思えますけれども、現段階では考えておりません。

またもう一つは、今保育の再編計画というものを定めておりまして、大畑中央保育所は別にいたしまして、現在市内の3保育所につきましては、かなり建物も老朽化しておりますし、また実際その3カ所が全部借地、個人から借りた借地でもって運営しているというふうな事情もありますので、なかなかその辺も一筋縄ではいかないという部分もございます。したがって、いずれはこの3つを例えば2つにして統合するとかというふうなことは保育再編計画の中では方向性としては出しております。来年度以降に向けて、その辺は徐々にアクションを起こしていかなければならない時期かと思えます。というのは、保育士さんの年齢もだんだん高齢化してきてまいりましたので、その辺も含めまして、保育所の再編については近々アクションを起こさなければならないというふうに考えております。

それから、待機児童でございますけれども、都市部で懸念されておりますような待機児童というのは現実的にはありません。ただし、いわゆる保育に欠ける状態というふうに福祉的には言うのですが、例えばこれからパートでもいいから働くかもしれないから申し込みをするというふうな方も一応待機児童というふうな扱いとしておりますので、そういう部分では数名ではございますけれどもおります。ただ、現実的に都会のような形で本当に困っているというふうなことは、今のところはさほど例がないというふうな現状でございます。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 今市内3カ所の保育所、かなり老朽化をしているということですが、本当にひどい老朽化だと思います。私の孫も保育所に行っておりますけれども、駐車場が入っていくところが狭い、そして建物は非常に、普通あれ鉄筋コンクリートだと耐震性がなくて、もう壊さなければならないというような古い建物でございます。子供はむつ市の宝だといつも市長が言っておりますけれども、その割には施設が、立派にしろというわけではないのですけれども、それなりの環境の中で保育をしないと、やはり子供にこれからの影響があると思えますので、今までの民間移譲した保育所の場

合は全部市のほうでいろいろな形で補修、改修をして民間移譲しているということがあるわけですので、やはり市内3カ所についても多少の修理修繕、そういうのをひとつお願いいたしたいと、このように思います。

それとあと待機児童の関係ですけれども、市内の定員が、例えば200人だと、入所希望が200人だということになると待機ではない、全部間に合うわけですけれども、では全部遠いところ、仕事の関係、いろいろな関係で、ここに行きたい、そこに行きたいといった場合には、やはり余ってくるのではないかなと。そこのところはどうでしょう。

○委員長（富岡 修） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 待機児童の定義というのは、あくまでも保育所を申し込みして、それに対して需要にこたえられないというふうなことでございまして、特別例えば好きな、指名した保育所に入れない人については待機児童というふうには言わないというふうな解釈をさせていただきますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（富岡 修） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 保育所に入れるというのは、どうしてもやはり仕事の関係だとか、通勤にいいというふうな形で入れる親御さんが多いわけですけれども、全体の中で、恐らく定員割れしているところもあるのではないかなと、こう思います。そういう場合には、やはり多少の定員の移動も考えてもいいのではないかなと、こう何人かのお母さん、父兄の方から言われた経緯もありますので、ぜひこれからはそういう大きい形の中でひとつ検討をしていただければと、このように思います。

終わります。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡 修） 質疑なしと認めます。これで第3款民生費についての質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。本日の審査はこの程度にとどめ、次回は3月7日午前10時より、この場において審査を続行したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（富岡 修） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

本日は、これで散会いたします。

（午後 4時31分 散会）